

官報 号外 平成四年四月二十四日

○ 第百二十三回 参議院会議録第十二号

平成四年四月二十四日(金曜日)

午前十時一分開議

○ 議事日程 第十二号

平成四年四月二十四日

午前十時開議

第一〇 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件

- 第一〇 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)
- 第一四 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

参議院議長 長田 裕二殿 外務委員長 大鷹 淑子

要領書

平成四年四月二十一日

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長 大鷹淑子君。

審査報告書

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国内の承認を求める。

右は多数をもって承認すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月二十四日

第一〇 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一六 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出)

第一七 北太平洋における漁河性魚類の系群の保

存のための条約の締結について承認を求める

の件(衆議院送付)

第一八 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出)

第一九 公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二〇 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 伝統的工芸品産業の振興に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一六 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出)

第一七 北太平洋における漁河性魚類の系群の保

存のための条約の締結について承認を求める

の件(衆議院送付)

第一八 看護婦等の人材確保の促進に関する法律案(内閣提出)

第一九 公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二〇 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上三件を一括して議題といたします。

1

(3) 「国民」とは、一方の締約国に関する限りでは、当該一方の締約国の国籍を有する自然人をいう。

(4) 「会社」とは、有限責任のものであるかないか、また、金銭的利益を目的とするものであるかないかを問わず、社団法人、組合、会社その他の団体をいう。一方の締約国の関係法令に基づいて設立され、かつ、当該一方の締約国の領域内に住所を有する会社は、当該一方の締約国の会社と認められる。

第二条

1 各締約国は、関係法令に従ってその権限を行う権利を留保の上、他方の締約国の国民及び会社による投資が自國の領域内において行われるための良好な条件を醸成し、及びこれらの投資を許可する。

2 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資の許可及び投資の許可に関する事項に関して、第三国との国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第三条

1 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、投資財産、収益及び投資に関連する事業活動に関し、第三国との国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第四条

5 2の規定にかかるわらず、いすれの一方の締約国も、自國の領域内における外国人及び外国会社の活動に関する特別の手続を定めることができる。ただし、当該手続が2に定める権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

第五条

1 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、自己の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け及び行政機関に対して申立てをする権利に関する、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三

4 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、1から3までに定める事項に関して、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国との国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えられる。

第六条

5 いすれか一方の締約国の国民及び会社で、地方の締約国の領域内において、敵対行為の発生又は国家緊急事態により投資財産、収益又は投資に関連する活動に関して損害を被ったものは、当該他方の締約国が当該敵対行為の発生又は国家緊急事態に関連して何らかの措置をとる場合には、当該他方の締約国の国民及び会社又は第三国との国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。この条の規定に基づいて何らかの支払が行われる場合には、当該支払は、実際に換価されることのできるもので行われなければならない。

第七条

3 1及び2の規定にいう「投資に関連する事業活動」は、次のものを含む。

- 支店、代理店、事務所、工場その他の事業活動の遂行のための適切な施設の維持
- 自己の設立し、又は取得した会社の支配及び経営

3 2にいう補償は、收取若しくは国有化又はこれらと同等の効果を有するその他の措置が公示された時とそれらの措置がとられた時とのいずれか早い方の時における投資財産及び収益の通

(e) 会計士等の技術者、高級職員、弁護士、代理人を業とする者その他の専門家の雇用

(d) 契約の締結及び履行

4 1及び2の規定は、いすれか一方の締約国に對し、第三国との間での相互主義に基づき又は二重課税の回避のため若しくは脱税の防止のための協定により与えている租税に関する特別の利益を、他方の締約国の国民及び会社に与えることを義務付けるものと解してはならない。

第八条

1 いすれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国に對して支払われる資金の移転については、第五条2から4まで、前条及び次条の規定を適用する。

第九条

2 1の規定にかかるわらず、いすれの一方の締約国も、例外的な金融状況又は経済状況においては、自國の法令に従い、かつ、国際通貨基金協定の締約国である限り同協定に従って、為替制限を課すことができる。

第十一条

この協定は、いすれか一方の締約国の国民及び会社の投資財産及び収益で、この協定の効力発生前に他方の締約国の領域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても、適用する。

この協定は、両締約国間の外交関係又は領事關係の有無にかかわらず、適用する。

籍から生ずる事項並びに船舶又は船舶に関する利益の取得

(b) 不動産の取得と関係のある事項

(c) 既に支店を設置した銀行の追加的な支店の設置と関係のあるあらゆる事項

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十二年二月十二日にアンカラで、英語により本書二通を作成した。

日本国のために

山口洋一

トルコ共和国のために

ケマル・カバタシュ

審査報告書

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求める件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月二十一日

外務委員長 大鷹 淑子
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この条約は、障害者の雇用機会の増大及び社会における統合の促進を図ることを目的として、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則を策定し、実施すること等について定めている。我が国がこの条約を締結することは、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の分野における国際協力

に寄与する見地から有意義であるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

二、費用

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求める件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年三月三十日

参議院議長 長田 裕二殿
衆議院議長 櫻内 義雄

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について承認を求める件

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約(第百五十九号)

国際連合総会が千九百八十一年を「完全参加と平等」をテーマとする国際障害者年と宣言したこと並びに包括的な障害者に関する世界行動計画が、社会生活及び発展への障害者の「完全参加」並びに「平等」という目標の実現のため国際的及び国内的に効果的な措置をとるべきであること考慮し、これらの進展の結果、すべての種類の障害者が雇用され、かつ、社会において統合されるようになるため、農村及び都市の双方においてこれらの障害者に対する機会及び待遇の均等を確保する必要性を特に勘案したこの問題に関する新たな国際基準を採択することが適当となつたことを考慮し、前記の会期の議事日程の第四議題である職業リハビリテーションに関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、次の条約(引用に際しては、千九百八十三年の職業リハビリテーション及び雇用(障害者)条約と称することができる。)を千九百八十三年六月二十日に採択する。

第一部 定義及び適用範囲

第一条

この条約の適用上、「障害者」とは、正當に認定された身体的又は精神的障害のため、適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において向上する見通しが相当に減少している者をいう。

この条約の適用上、加盟国は、職業リハビリテーションの目的が、障害者が適当な職業に就き、これを継続し及びその職業において向上することを可能にし、それにより障害者の社会における統合又は再統合の促進を図ることにあると認める。

加盟国は、この条約を、国内事情に適し、かつ、国内慣習に適合する措置によって適用する。

加盟国は、法令又は国内事情及び国内慣習に適合するその他の方法により、第二条から前条までの規定を実施するために必要な手段をとる。

第二部 障害者のための職業リハビリテーション及び雇用に関する政策の原則

第三条

加盟国は、国内事情及び国内慣習に従い、か

つ、国内の可能性に応じて、障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する国の方針を策定し、実施し及び定期的に検討する。

第四条

前条の政策は、すべての種類の障害者に対し職業リハビリテーションに関する適当な措置が利用できるようになることを確保すること及び開かれ

た労働市場における障害者の雇用機会の増大を図ることを目的とする。

第五条

第一条の政策は、障害者である労働者と他の労働者との間の機会均等の原則に基づくものとす

る。障害者である男女の労働者との間における機会及び待遇の均等は、尊重されなければならない。

障害者である労働者と他の労働者との間の機会及び待遇の実効的な均等を図るために特別な積極的措置は、他の労働者を差別するものとみなしてはならない。

第六条

代表的な使用者団体及び労働者団体は、第二条

の政策の実施(職業リハビリテーションに関する公的機関と民間団体との間の協力

及び調整を促進するため)にとられる措置を含む。)に關して協議を受ける。また、代表的な障害者の

及び障害者のための団体も、協議を受ける。

第三部 障害者のための職業リハビリテー

ション及び雇用に関する事業の發

展のための国内的な措置

報 (号外)

官

瀬河性魚類の系群の発生する河川その他の水域の所在する国が、当該系群に關し第一義的利益及び責任を有することを認め、瀬河性魚類の系群の漁業が、領海の幅を測定するための基線から二百海里以内の水域においてのみ行われるべきであることを認め、瀬河性魚類の系群の母国国が、当該系群の保存及び管理のための良好な条件を設けるため、費用を支出し及び経済開発の機会を見送っていることを認め、

「魚類」とは、ひれを有する魚類、軟体動物、甲殻類その他のすべての海産動植物（海産哺乳動物及び鳥類を除く。）をいう。

(a) 「漁獲」とは、次の(a)及び(b)をいう。

(b) 魚類を採捕すること又は魚類を採捕する結果になると合理的に予想し得るその他の活動

(b) (a)に掲げる活動を準備し又は直接に補助するための海上における作業

「対象とする漁獲」とは、特定の魚種又は特定の魚類の系群を対象とする漁獲をいう。

「昆獲」とは、ある魚種又はある魚類の系群と定めたものである。

1
それぞれの国内法に従い、この条約に規定された禁止事項に違反して採捕された溯河性魚類の取引を防止し、及びそのような取引に関与した者を処罰するため、適切な措置をとる。

第四条

(b) ことを目的として、他の締約国の船舶であつて、瀬河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の混獲に従事していると信ずるに足りる相当の理由があるものに乗船することができる。その検査及び質問に当たっては、当該船舶の被る妨げ及び不便を最小のものにしなければならない。当該公務員は、船長の要求があつたときは、各自の政府が発行した身分証明書を提示しなければならない。

(c) に規定する公務員は、前記の人又は船舶並み、見につけた内閣見聞にて乗組に生じ

北太平洋における潮流性魚類の系群の保存のための科学的調査の重要性を強調し、生態学的分析及び頒布を促進することを希望し、北太平洋における潮流性魚類の系群の保存のための努力を調整することを希望し、ことを希望して、

6 対象とする漁獲を行つてゐる魚類の系群は他の魚種又は他の魚類の系群を採捕することをいう。

7 「生態学上関連する種」とは、条約区域に存在する河性魚類の系群と関連を有する海産生物の種（当該系群を捕食する生物及び当該系群のえさとなる生物の双方を含むが、これらに限られない。）をいう。

「原締約国」とは、第十七条₁に規定する国をいう。ただし、当該国がこの条約の締約国である場合に限る。

2 締約国は、この条約の締約国でない國又は團體の國民、住民又は船舶が行う漁獲の活動に關し、當該國又は團體がこの条約の規定に合致する法令を制定し及びこの条約の目的達成に協力することを奨励することに同意する。

3 各締約國は、自國の法令の下で登録された船舶がこの条約の規定の遵守を回避する目的で登録を移転することを防止するため、適切な措置をとる。

4 締約國は、この条約の締約國でない國又は團

が、現にこの条約の規定に違反して操業を行つてゐる事実を証明する事としているとき又は当該公務員が乗船する前にそのような操業に明らかに従事したと信じられるに足りる相当の理由があるときは、その人を逮捕し、又はその船舶を拿捕することができるものとし、また、必要な場合には、更に状況を調査することができる。当該公務員の所属する締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国にその逮捕又は拿捕を速やかに通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が相互に合意する場所でその人又は船舶をそ

第一条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という。）は、北緯三十三度以北の北太平洋及び接続する諸海の水域であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する水域とする。この条約の下での活動は、科学的な目的のために、北太平洋及び接続する諸海であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域において、条約区域の南に及ぶことがあることが了解される。

第二条

この条約の適用上、
「瀬河性魚類」とは、附屬書のIに掲げる瀬河性魚種の魚類であつて条約区域内に回遊するものをおい、また、「瀬河性魚類の系群」とは、当該魚類の系群をいう。

(a) 条約区域において、
　　(1) 潟河性魚類を対象とする漁獲は、禁止する。
　　(2) 潟河性魚類の漁獲は、附屬書のIIの規定に従い、可能な最大限度まで最小のものにとどめる。
(c) 潟河性魚類以外の魚類を対象とする漁獲を行っている間に漁獲により採捕された^{漁獲を}魚類を漁獲を行う船舶上に保持することは、禁止する。また、そのようにして採捕された^{漁獲を}魚類は、直ちに海に戻されるものとする。

1 の規定は、第七条の規定に従って行われる
科学的調査を目的とする漁獲には、適用しない。
締約国は、単独で又は共同して、国際法及び
い。

1 び当該魚類の混獲を最小化するよう、国際法における渓河性魚類を対象とする漁獲を防止し、
とについて協力する。

第五条

2 1 各締約国は、自國の國民及び自國の旗を掲げる漁獲を行う船舶がこの条約の規定を遵守することを確保するため、すべての必要な措置をとらねる。

(2) いすれの締約国も、条約区域において、次の規定に従い、この条約の規定を実施することができる。

(3) いすれの締約国が正當に権限を有する公務員も、この条約の規定を実施するため、裝備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び船上にある人に対しても質問する。

渡さなければならぬ。ただし、その通告を受領した締約国が直ちに引渡しを受けることができないときは、通告を行つた締約国は、前記の人又は船舶の所属する締約国の権限を有する公務員が引渡しを受けるまで、条約区域内又はいずれかの適当な港（当該通告を行つた締約国がこの条約の他の締約国に対し通報を行うことによつて事前に特定した港）において、当該通報の受領の後六十日以内に異議が提出されなかつたものに限る）において当該逮捕又は拿捕を繼續することができる。

又は船舶がこの条約の規定に違反する操業を行ふことを防止するために、当該漁期の残余の期間につき必要な措置を直ちにとる。

当該措置には、当該船舶への取締官の配置、当該船舶が操業を許可されている区域の制限又は当該船舶の条約区域からの排除を含めることができる。

(d) 前記の人又は船舶の所属する締約国の当局のみが、違反を裁判し、かつ、これに対する刑を科することができる。違反を証明するのに必要な証人及び証拠は、この条約の締約国の管轄下にある限り、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約国にできる限り速やかに提供されなければならず、また、当該裁判管轄権を有する締約国の行政当局は、これらの証人及び証拠を考慮し及び、適当な場合には、これらを利用しなければならない。この条約の締約国に関する法規に規定される刑は、第九条の規定により北太平洋溯河性魚類委員会が行う提案を考慮して、違反の重大性に対応するものとしなければならない。

締約国は、自國の漁獲を行う船舶が、いずれかの締約国の正當に権限を有する公務員により

2の規定に従って行われる当該船舶への乗船及び当該船舶の検査を許容し及び助けること並びに当該公務員による取締行為が行われる場合はこれに協力することを確保するため、適当な措置をとる。

第六条

- 1 締約国は、この条約の規定に違反する活動に関する情報の交換について協力する。
- 2 締約国は、この条約の規定に違反して採捕された溯河性魚類に関する取締行為及び事件の處理に関する情報を交換について協力する。
- 3 締約国は、この条約の締約国でない国又は団体の国民、住民又は船舶による溯河性魚類を対象とする漁獲及び当該魚類の混獲に関する情報を交換について協力する。

第七条

1 締約国は、溯河性魚類の系群の保存の目的のために、北太平洋及び接続する諸海であつて領海の幅を測定するための基線から二百海里の外側に位置する区域における科学的調査（適当な場合には、他の生態学上関連する種の科学的調査を含む）の実施について協力する。

2 条約区域における漁業及び科学的調査に関する情報、漁業資料（漁獲量及び漁獲努力に係る統計を含む）、生物学標本及びこの条約の目的に關係する他の関連資料の収集、報告及び交換について協力する。

3 第一条の規定にかかわらず、締約国は、北太平洋溯河性魚類委員会の要請があるときは、当該委員会に対し、条約区域に接続する区域（当該区域から溯河性魚類の系群が条約区域内に回遊する場合に限る。）について採捕及び増殖に係る情報、生物学標本等の資料並びに溯河性魚類の系群及び生態学上関連する種に係る他の技術的資料又は情報を提供する。

4 締約国は、溯河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種の科学的調査を目的として条約区域における漁獲情報を収集するため、科学観察員計画を含む適当な協力計画を策定する。

5 締約国は、セミナー、研修会及び適当な場合に科学者の交換等との条約の目的を達成するために必要な科学的交流について協力するよう努める。

6 締約国は、条約区域において自國の国民又は船舶が溯河性魚類を対象とする漁獲又は当該魚類の高い水準の混獲を伴う科学的調査計画を実施する場合には、すべての締約国が適当な科学的検討を行えるように、当該調査の実施の前に十分な時間的余裕をもつて当該計画を北太平洋

く。が当該委員会から当該計画を受領した後三十日以内に、当該計画に伴う漁獲を第三条1(a)

又は(b)の規定の違反とみなすことを当該委員会に通告した場合には、当該委員会が別段の決定を行ふまでの間、当該計画は、実施してはならない。

7 締約国は、科学的調査を目的とする溯河性魚類の採捕が科学的計画の必要性及びこの条約の規定に合致するものでなければならないことに同意する。条約区域における科学的調査に関連して採捕された溯河性魚類の漁獲量は、九箇月以内に北太平洋溯河性魚類委員会に報告されるべきである。

8 第八条

1 北太平洋溯河性魚類委員会（以下「委員会」という。）と称する国際機関を設立する。

2 委員会は、条約区域における溯河性魚類の系群の保存を促進することを目的とする。

3 委員会は、条約区域における生態学上関連する種の保存に関連する事項を審議することがある。

4 委員会は、法人格を有するものとし、他の国際機関との関係において及び締約国の領域において、その任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。締約国の領域における委員会及びその職員の特権及び免除は、委員会と関係締約国との間で合意するところによる。

5 委員会の本部は、カナダのヴァンクーバー又は委員会の決定する他の場所に置く。

6 委員会の公用語は、英語、日本語及びロシア語とする。

7 各締約国は、委員会の構成国となるものとし、委員会に対し三名以下の代表を任命することができます。これらの代表は、委員会の会合に

第九条

1 委員会は、委員会が決定する時期及び場所に決定する他の場所において委員会の通常年次会合を招集する。

2 委員会の議長は、委員会の本部又は委員会が招集する。

3 委員会は、委員会が決定する時期及び場所において少なくとも毎年一回会合する。

4 通常年次会合以外の委員会の会合は、いずれかの締約国が他の一つの締約国の同意を得て要請する場合には、議長が決定する時期及び場所において招集することができる。ただし、これら二の締約国の中でも一箇国が原締約国であることを条件とする。

5 委員会は、その手続規則を採択する。

6 委員会は、その財政規則を採択する。

7 委員会は、次に掲げる権限を有する。

8 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

9 委員会は、事務局長及び適当な職員から成る事務局を設置する。

10 各締約国は、委員会において一の票を有する。

(a) すべての重要事項に関する委員会の決定は、条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるすべての締約国の一一致によつて行う。

(b) 他のすべての事項に関する委員会の決定は、賛成又は反対の投票を行つすべての締約国の一票の単純多数による議決によつて行う。

(c) 条約区域内に回遊する溯河性魚類の系群の母川国であるいづれかの締約国が重要であると認める事項は、重要事項とされる。

11 委員会は、議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は、それぞれ二年の任期で在任するものとし、再選される資格を有するが四年を超える期間継続して在任してはならない。議長及び副議長は、同一の締約国の代表であつてはならない。

12 委員会の議長は、委員会の本部又は委員会が招集する。

13 委員会は、委員会が決定する時期及び場所において少なくとも毎年一回会合する。

14 通常年次会合以外の委員会の会合は、いずれかの締約国が他の一つの締約国の同意を得て要請する場合には、議長が決定する時期及び場所において招集することができる。ただし、これら二の締約国の中でも一箇国が原締約国であることを条件とする。

15 委員会は、その手續規則を採択する。

16 委員会は、その財政規則を採択する。

17 委員会は、次に掲げる権限を有する。

18 委員会は、その手續規則を採択する。

19 委員会は、その財政規則を採択する。

20 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

21 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

22 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

23 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

24 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

25 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

26 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

27 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

28 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

29 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

30 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

31 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

32 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

33 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

34 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

35 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

36 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

37 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

38 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

39 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

40 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

41 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

42 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

43 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

44 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

45 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

46 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

47 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

48 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

49 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

50 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

51 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

52 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

53 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

54 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

55 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

56 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

57 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

58 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

59 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

60 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

61 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

62 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

63 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

64 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

65 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

66 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

67 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

68 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

69 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

70 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

71 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

72 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

73 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

74 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

75 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

76 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

77 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

78 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

79 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

80 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

81 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

82 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

83 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

84 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

85 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

86 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

87 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

88 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

89 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

90 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

91 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

92 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

93 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

94 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

95 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

96 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

97 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

98 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

99 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

100 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

101 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

102 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

103 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

104 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

105 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

106 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

107 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

108 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

109 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

110 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

111 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

112 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

113 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

114 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

115 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

116 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

117 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

118 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

119 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

120 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

121 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

122 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

123 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

124 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

125 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

126 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

127 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

128 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

129 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

130 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

131 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

132 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

133 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

134 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

135 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

136 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

137 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

138 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

139 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

140 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

141 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

142 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

143 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

144 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

145 委員会は、必要と認める補助的機関を設置すること。

2 この条約の規定に違反する活動、特に、第三条の規定に違反する遡河性魚類の漁獲及び取引に関する活動並びにそのような活動に対応してとられた措置であつて、締約国及び適当な場合にはこの条約の締約国でない国又は団体によってとられたものに関する情報交換を促進すること。	3 この条約の規定に違反する活動に対する同等の刑の細目について審議し及び締約国に提案すること。	4 この条約の規定に違反する漁獲の結果、母川国が被ることのある損害を救済するための可能な手段を審議し、及びこのためにこの条約の規定に違反して採捕されることのある魚類の発生地を特定する方法を開発すること。	5 第五条の規定に従つて締約国によりとられた取締行為について検討し及び評価すること並びにこの条約の規定の実効的かつ積極的な実施を確保するために締約国がとるべき追加的な措置を勧告すること。
6 遙河性魚類の系群及び生態学上関連する種に関する科学的調査を実施し並びに当該系群及び当該種に関する科学的資料（当該系群の発生地を特定する資料を含む。）の収集、交換及び分析を調整するため、締約国及び適当な場合にはこの条約の規定に基づく職務又は委員会が決定することのある職務を遂行すること。	7 遙河性魚類の系群及び生態学上関連する種の由来するものであることを証明する原産地証明書に係る計画の制定について審議し及び締約国に提案すること。	8 遙河性魚類の製品が合法的に採捕された魚類に由来するものであることを証明する原産地証明書に係る計画の制定について審議し及び締約国に提案すること。	9 遙河性魚類の系群及び適当な場合には生態学上関連する種に関する科学的調査活動に関し、締約国に勧告すること。
10 適当な場合には、条約区域内における遡河性魚類の系群及び生態学上関連する種の保存に関する事項について委員会と協議を行うため、この条約の締約国でない国又は団体を招請すること。	11 この条約及びこの条約の附属書の改正を勧告すること。	12 条約区域における遡河性魚類の混獲を回避し又は減少させるための措置を勧告すること。	13 この条約の目的の達成を促進するために必要な措置を締約国に勧告すること。
14 第十条	1 事務局長は、委員会により任命され、事務局の業務を監督する。	2 事務局は、次に掲げる任務を行う。	3 いすれの締約国も、附属書を除くこの条約の改正をいつでも提案することができる。
15 第十二条	4 委員会に対して事務的役務を提供すること。	4 事務局長は、委員会が承認する職務要件に従つて事務局職員を任命する。	4 三分の一以上の締約国が1の規定により提案された改正につき協議するための会合を要請する場合には、寄託政府は、会合を招集する。
16 第十三条	5 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。	5 改正は、寄託政府がすべての締約国から改正の批准書、受諾書又は承認書を受領した時に、効力を生ずる。	5 連續した二年の間分担金を支払わない締約国は、その義務を履行するまでの間、第八条10の決定に参加する権利を有しない。
17 第十四条	6 委員会の会計は、委員会の選任する独立の会計検査専門家が、毎年、検査する。	6 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。	6 委員会は、附属書の改正に関する受諾の通告を受領した日をすべての締約国に通報する。
18 第十五条	7 第十一条	7 第十六条	7 第十七条
19 第十六条	8 第十二条	8 第十七条	8 第十八条
20 第十七条	9 第十三条	9 第十八条	9 第十九条
21 第十八条	10 第十二条	10 第十九条	10 第二十条
22 第十九条	11 第十三条	11 第二十条	11 第二十一条
23 第二十条	12 第十二条	12 第二十一条	12 第二十二条
24 第二十二条	13 第十三条	13 第二十二条	13 第二十三条
25 第二十三条	14 第十二条	14 第二十二条	14 第二十三条
26 第二十四条	15 第十三条	15 第二十二条	15 第二十三条
27 第二十五条	16 第十二条	16 第二十二条	16 第二十三条
28 第二十六条	17 第十三条	17 第二十二条	17 第二十三条
29 第二十七条	18 第十二条	18 第二十二条	18 第二十三条
30 第二十八条	19 第十三条	19 第二十二条	19 第二十三条
31 第二十九条	20 第十二条	20 第二十二条	20 第二十三条
32 第三十条	21 第十三条	21 第二十二条	21 第二十三条
33 第三十一条	22 第十二条	22 第二十二条	22 第二十三条
34 第三十二条	23 第十三条	23 第二十二条	23 第二十三条
35 第三十三条	24 第十二条	24 第二十二条	24 第二十三条
36 第三十四条	25 第十三条	25 第二十二条	25 第二十三条
37 第三十五条	26 第十二条	26 第二十二条	26 第二十三条
38 第三十六条	27 第十三条	27 第二十二条	27 第二十三条
39 第三十七条	28 第十二条	28 第二十二条	28 第二十三条
40 第三十八条	29 第十三条	29 第二十二条	29 第二十三条
41 第三十九条	30 第十二条	30 第二十二条	30 第二十三条
42 第四十条	31 第十三条	31 第二十二条	31 第二十三条
43 第四十一条	32 第十二条	32 第二十二条	32 第二十三条
44 第四十二条	33 第十三条	33 第二十二条	33 第二十三条
45 第四十三条	34 第十二条	34 第二十二条	34 第二十三条
46 第四十四条	35 第十三条	35 第二十二条	35 第二十三条
47 第四十五条	36 第十二条	36 第二十二条	36 第二十三条
48 第四十六条	37 第十三条	37 第二十二条	37 第二十三条
49 第四十七条	38 第十二条	38 第二十二条	38 第二十三条
50 第四十八条	39 第十三条	39 第二十二条	39 第二十三条
51 第四十九条	40 第十二条	40 第二十二条	40 第二十三条
52 第五十条	41 第十三条	41 第二十二条	41 第二十三条
53 第五十一条	42 第十二条	42 第二十二条	42 第二十三条
54 第五十二条	43 第十三条	43 第二十二条	43 第二十三条
55 第五十三条	44 第十二条	44 第二十二条	44 第二十三条
56 第五十四条	45 第十三条	45 第二十二条	45 第二十三条
57 第五十五条	46 第十二条	46 第二十二条	46 第二十三条
58 第五十六条	47 第十三条	47 第二十二条	47 第二十三条
59 第五十七条	48 第十二条	48 第二十二条	48 第二十三条
60 第五十八条	49 第十三条	49 第二十二条	49 第二十三条
61 第五十九条	50 第十二条	50 第二十二条	50 第二十三条
62 第六十条	51 第十三条	51 第二十二条	51 第二十三条
63 第六十一条	52 第十二条	52 第二十二条	52 第二十三条
64 第六十二条	53 第十三条	53 第二十二条	53 第二十三条
65 第六十三条	54 第十二条	54 第二十二条	54 第二十三条
66 第六十四条	55 第十三条	55 第二十二条	55 第二十三条
67 第六十五条	56 第十二条	56 第二十二条	56 第二十三条
68 第六十六条	57 第十三条	57 第二十二条	57 第二十三条
69 第六十七条	58 第十二条	58 第二十二条	58 第二十三条
70 第六十八条	59 第十三条	59 第二十二条	59 第二十三条
71 第六十九条	60 第十二条	60 第二十二条	60 第二十三条
72 第七十条	61 第十三条	61 第二十二条	61 第二十三条
73 第七十一条	62 第十二条	62 第二十二条	62 第二十三条
74 第七十二条	63 第十三条	63 第二十二条	63 第二十三条
75 第七十三条	64 第十二条	64 第二十二条	64 第二十三条
76 第七十四条	65 第十三条	65 第二十二条	65 第二十三条
77 第七十五条	66 第十二条	66 第二十二条	66 第二十三条
78 第七十六条	67 第十三条	67 第二十二条	67 第二十三条
79 第七十七条	68 第十二条	68 第二十二条	68 第二十三条
80 第七十八条	69 第十三条	69 第二十二条	69 第二十三条
81 第七十九条	70 第十二条	70 第二十二条	70 第二十三条
82 第八十条	71 第十三条	71 第二十二条	71 第二十三条
83 第八十一条	72 第十二条	72 第二十二条	72 第二十三条
84 第八十二条	73 第十三条	73 第二十二条	73 第二十三条
85 第八十三条	74 第十二条	74 第二十二条	74 第二十三条
86 第八十四条	75 第十三条	75 第二十二条	75 第二十三条
87 第八十五条	76 第十二条	76 第二十二条	76 第二十三条
88 第八十六条	77 第十三条	77 第二十二条	77 第二十三条
89 第八十七条	78 第十二条	78 第二十二条	78 第二十三条
90 第八十八条	79 第十三条	79 第二十二条	79 第二十三条
91 第八十九条	80 第十二条	80 第二十二条	80 第二十三条
92 第九十一条	81 第十三条	81 第二十二条	81 第二十三条
93 第九十二条	82 第十二条	82 第二十二条	82 第二十三条
94 第九十三条	83 第十三条	83 第二十二条	83 第二十三条
95 第九十四条	84 第十二条	84 第二十二条	84 第二十三条
96 第九十五条	85 第十三条	85 第二十二条	85 第二十三条
97 第九十六条	86 第十二条	86 第二十二条	86 第二十三条
98 第九十七条	87 第十三条	87 第二十二条	87 第二十三条
99 第九十八条	88 第十二条	88 第二十二条	88 第二十三条
100 第九十九条	89 第十三条	89 第二十二条	89 第二十三条
101 第一百条	90 第十二条	90 第二十二条	90 第二十三条
102 第一百零一条	91 第十三条	91 第二十二条	91 第二十三条
103 第一百零二条	92 第十二条	92 第二十二条	92 第二十三条
104 第一百零三条	93 第十三条	93 第二十二条	93 第二十三条
105 第一百零四条	94 第十二条	94 第二十二条	94 第二十三条
106 第一百零五条	95 第十三条	95 第二十二条	95 第二十三条
107 第一百零六条	96 第十二条	96 第二十二条	96 第二十三条
108 第一百零七条	97 第十三条	97 第二十二条	97 第二十三条
109 第一百零八条	98 第十二条	98 第二十二条	98 第二十三条
110 第一百零九条	99 第十三条	99 第二十二条	99 第二十三条
111 第一百一十条	100 第十二条	100 第二十二条	100 第二十三条
112 第一百一十一条	101 第十三条	101 第二十二条	101 第二十三条
113 第一百一十二条	102 第十二条	102 第二十二条	102 第二十三条
114 第一百一十三条	103 第十三条	103 第二十二条	103 第二十三条
115 第一百一十四条	104 第十二条	104 第二十二条	104 第二十三条
116 第一百一十五条	105 第十三条	105 第二十二条	105 第二十三条
117 第一百一十六条	106 第十二条	106 第二十二条	106 第二十三条
118 第一百一十七条	107 第十三条	107 第二十二条	107 第二十三条
119 第一百一十八条	108 第十二条	108 第二十二条	108 第二十三条
120 第一百一十九条	109 第十三条	109 第二十二条	109 第二十三条
121 第一百二十条	110 第十二条	110 第二十二条	110 第二十三条
122 第一百二十一条	111 第十三条	111 第二十二条	111 第二十三条
123 第一百二十二条	112 第十二条	112 第二十二条	112 第二十三条
124 第一百二十三条	113 第十三条	113 第二十二条	113 第二十三条
125 第一百二十四条	114 第十二条	114 第二十二条	114 第二十三条
126 第一百二十五条	115 第十三条	115 第二十二条	115 第二十三条
127 第一百二十六条	116 第十二条	116 第二十二条	116 第二十三条
128 第一百二十七条	117 第十三条	117 第二十二条	117 第二十三条
129 第一百二十八条	118 第十二条	118 第二十二条	118 第二十三条
130 第一百二十九条	119 第十三条	119 第二十二条	119 第二十三条
131 第一百三十条	120 第十二条	120 第二十二条	120 第二十三条
132 第一百三十一条	121 第十三条	121 第二十二条	121 第二十三条
133 第一百三十二条	122 第十二条	122 第二十二条	122 第二十三条
134 第一百三十三条	123 第十三条	123 第二十二条	123 第二十三条
135 第一百三十四条	124 第十二条	124 第二十二条	124 第二十三条
136 第一百三十五条	125 第十三条	125 第二十二条	125 第二十三条
137 第一百三十六条	126 第十二条	126 第二十二条	126 第二十三条
138 第一百三十七条	127 第十三条	127 第二十二条	127 第二十三条
139 第一百三十八条	128 第十二条	128 第二十二条	128 第二十三条
140 第一百三十九条	129 第十三条	129 第二十二条	129 第二十三条
141 第一百四十条	130 第十二条	130 第二十二条	130 第二十三条
142 第一百四十一条	131 第十三条	131 第二十二条	131 第二十三条
143 第一百四十二条	132 第十二条	132 第二十二条	132 第二十三条
144 第一百四十三条	133 第十三条	133 第二十二条	133 第二十三条
145 第一百四十四条	134 第十二条	134 第二十二条	134 第二十三条
146 第一百四十五条	135 第十三条	135 第二十二条	135 第二十三条
147 第一百四十六条	136 第十二条	136 第二十二条	136 第二十三条
148 第一百四十七条	137 第十三条	137 第二十二条	137 第二十三条
149 第一百四十八条	138 第十二条	138 第二十二条	138 第二十三条
150 第一百四十九条	139 第十三条	139 第二十二条	139 第二十三条
151 第一百五十条	140 第十二条	140 第二十二条	140 第二十三条
152 第一百五十一条	141 第十三条	141 第二十二条	141 第二十三条
153 第一百五十二条	142 第十二条	142 第二十二条	142 第二十三条
154 第一百五十三条	143 第十三条	143 第二十二条	143 第二十三条
155 第一百五十四条	144 第十二条	144 第二十二条	144 第二十三条
156 第一百五十五条	145 第十三条	145 第二十二条	145 第二十三条
157 第一百五十六条	146 第十二条	146 第二十二条	146 第二十三条
158 第一百五十七条	147 第十三条	147 第二十二条	147 第二十三条
159 第一百五十八条	148 第十二条	148 第二十二条	148 第二十三条
160 第一百五十九条	149 第十三条	149 第二十二条	149 第二十三条
161 第一百六十条	150 第十二条	150 第二十二条	150 第二十三条
162 第一百六十一条	151 第十三条	151 第二十二条	151 第二十三条
163 第一百六十二条	152 第十二条	152 第二十二条	152 第二十三条
164 第一百六十三条	153 第十三条	153 第二十二条	153 第二十三条
165 第一百六十四条	154 第十二条	154 第二十二条	154 第二十三条
166 第一百六十五条	155 第十三条	155 第二十二条	155 第二十三条
167 第一百六十六条	156 第十二条	156 第二十二条	156 第二十三条
168 第一百六十七条	157 第十三条	157 第二十二条	157 第二十三条
169 第一百六十八条	158 第十二条	158 第二十二条	158 第二十三条
170 第一百六十九条	159 第十三条	159 第二十二条	159 第二十三条
171 第一百七十条	160 第十二条	160 第二十二条	160 第二十三条
172 第一百七十一条	161 第十三条	161 第二十二条	161 第二十三条
173 第一百七十二条	162 第十二条	162 第二十二条	162 第二十三条
174 第一百七十三条	163 第十三条	163 第二十二条	163 第二十三条
175 第一百七十四条	164 第十二条	164 第二十二条	164 第二十三条
176 第一百七十五条	165 第十三条	165 第二十二条	165 第二十三条
177 第一百七十六条	166 第十二条	166 第二十二条	166 第二十三条
178 第一百七十七条	167 第十三条	167 第二十二条	167 第二十三条
179 第一百七十八条	168 第十二条	168 第二十二条	168 第二十三条
180 第一百七十九条	169 第十三条	169 第二十二条	169 第二十三条
181 第一百八十条	170 第十二条	170 第二十二条	170 第二十三条
182 第一百八十一条	171 第十三条	171 第二十二条	171 第二十三条
183 第一百八十二条	172 第十二条	172 第二十二条	172 第二十三条
184 第一百八十三条	173 第十三条	173 第二十二条	173 第二十三条
185 第一百八十四条	174 第十二条	174 第二十二条	174 第二十三条
186 第一百八十五条	175 第十三条	175 第二十二条	175 第二十三条
187 第一百八十六条	176 第十二条	176 第二十二条	176 第二十三条
188 第一百八十七条	177 第十三条	177 第二十二条	177 第二十三条
189 第一百八十八条	178 第十二条	178 第二十二条	178 第二十三条
190 第一百八十九条	179 第十三条	179 第二十二条	179 第二十三条
191 第一百九十一条	180 第十二条	180 第二十二条	180 第二十三条
192 第一百九十二条	181 第十三条	181 第二十二条	181 第二十三条
193 第一百九十三条	182 第十二条	182 第二十二条	182 第二十三条
194 第一百九十四条	183 第十三条	183 第二十二条	183 第二十三条
195 第一百九十五条	184 第十二条	184 第二十二条	184 第二十三条
196 第一百九十六条	185 第十三条	185 第二十二条	185 第二十三条
197 第一百九十七条	186 第十二条	186 第二十二条	186 第二十三条
198 第一百九十八条	187 第十三条	187 第二十二条	187 第二十三条
199 第一百九十九条	188 第十二条	188 第二十二条	188 第二十三条
200 第二百条	189 第十三条	189 第二十二条	189 第二十三条
201 第二百零一条	190 第十二条	190 第二十二条	190 第二十三条
202 第二百零二条	191 第十三条	191 第二十二条	191 第二十三条
203 第二百零三条	192 第十二条	192 第二十二条	192 第二十三条
204 第二百零四条	193 第十三条	193 第二十二条	193 第二十三条
205 第二百零五条	194 第十二条	194 第二十二条	194 第二十三条
206 第二百零六条	195 第十三条	195 第二十二条	195 第二十三条
207 第二百零七条	196 第十二条	196 第二十二条	196 第二十三条
208 第二百零八条	197 第十三条	197 第二十二条	197 第二十三条
209 第二百零九条	198 第十二条	198 第二十二条	198 第二十三条
210 第二百一十条	199 第十三条	199 第二十二条	199 第二十三条
211 第二百一十一条	200 第十二条	200 第二十二条	200 第二十三条
212 第二百一十二条	201 第十三条	201 第二十二条	201 第二十三条
213 第二百一十三条	202 第十二条	202 第二十二条	202 第二十三条
214 第二百一十四条	203 第十三条	203 第二十二条	203 第二十三条
215 第二百一十五条	204 第十二条	204 第二十二条	204 第二十三条
216 第二百一十六条	205 第十三条	205 第二十二条	205 第二十三条
217 第二百一十七条	206 第十二条	206 第二十二条	206 第二十三条
218 第二百一十八条	207 第十三条	207 第二十二条	207 第二十三条
219 第二百一十九条	208 第十二条	208 第二	

官 報 (号 外)

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受け
てこの条約に署名した。

一千九百九十二年二月十一日にモスクワで、ひと
しく正文である英語、フランス語、日本語及びロ
シア語により原本一通を作成した。

附屬書

I 魚種

しろさけ(オンコリンカス・ケタ)
ぎんざけ(オンコリンカス・キジュー)
からふとま(オンコリンカス・ガルブーシャ)
べにざけ(オンコリンカス・ネルカ)
ますのすけ(オンコリンカス・チャウイーチヤ)
さくら(オンコリンカス・マソウ)
スチール・ヘッド(オンコリンカス・ミキス)

II 混獲

1 潮河性魚類以外の魚類の漁業は、潮河性魚類
の混獲を相当に低い水準に減少させるため、当
該混獲を可能な最大限度まで最小なものとする
よう時期、区域及び態様で行う。

2 二又は三以上の締約国が第八条の規定に基づ
き設立された委員会に対し、他の締約国の國
民又は船舶がこの附屬書の規定に違反して条約
区域で漁業を行っていると信ずる旨を通告した
場合には、委員会は、できる限り速やかに通告
された事項につき審議するための特別会合を招
集する。委員会に通告を行った締約国は、当該
通告の基礎となつた情報を提示する責任を有す
る。通告の対象となつた漁業を行っている国民
又は船舶が所屬する締約国は、当該漁業がこの
附屬書の規定に違反して行われているものでは
ないことを立証する責任を有する。満足する立
証が行われなかつたと委員会が決定する場合に
は、当該漁業は、この附屬書の規定に合致して
行われることが立証されるまでの間、停止され
る。

カナダのために
マイケル・リチャード・ベル

日本国のために
茂田 宏

ロシア連邦のために
フィヨードル・シェロフーロヴェジヤエフ

アメリカ合衆国のために
ジエームス・フランクリン・コリンズ

「大鷹源子君登壇、拍手」

○大鷹源子君　ただいま議題となりました条約三

件につきまして、外務委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

まず、トルコとの投資保護協定は、我が国とト
ルコとの間の投資の相互促進を図るため、投資の
許可に関する最惠国待遇及び投資財産、事業活動等
に関する最惠国待遇及び内国民待遇、收用、国有
化等の措置がとられた場合の補償、送金の自由等
について定めるものであります。

次に、障害者の職業ハビリテーション及び雇
用に関する条約は、障害者の雇用機会の増大及び
社会における統合の促進を図ることを目的とし
て、障害者の職業ハビリテーション及び雇用に
關する政策の原則を策定し、実施すること等を内
容とするものであります。

委員会におきましては、投資保護についての政
府の基本的認識、我が国とトルコとの経済関係、
障害者福祉の分野における国際協力、障害者の職
業ハビリテーション及び雇用対策の充実、未締
結のILO条約の批准促進等の諸問題について質
疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御
照願います。

○議長(長田裕二君)　これより採決をいたしま
す。

まず、投資の相互促進及び相互保護に関する日
本国とトルコ共和国との間の協定の締結について
承認を求める件及び北太平洋における潮河性魚

類の系群の保存のための条約の締結について承認
を求める件を一括して採決いたします。

両件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君)　過半数と認めます。

よつて、両件は承認することに決しました。
次に、障害者の職業ハビリテーション及び雇
用に関する条約(第百五十九号)の締結について承
認を求める件の採決をいたします。

投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求める件外二件

次いで採決の結果、トルコとの投資保護協定は
多数をもつて、また、障害者の職業ハビリテー
ション及び雇用に関する条約は全会一致をもつ
て、いすれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、北太平洋潮河性魚類保存条約は、北太平
洋におけるサケ・マスの保存に関する国際協力の
促進を図るため、北緯三十三度以北の北太平洋及
びこれに接続する諸海のうち距岸二百海里以遠の
公海水域におけるサケ・マスの漁獲の禁止、混獲
の最小化、操業違反船の臨検、拿捕及び裁判管
轄権等について定めるものであります。

次に、北太平洋潮河性魚類保存条約は、北太平
洋におけるサケ・マスの保存に関する国際協力の
促進を図るため、北緯三十三度以北の北太平洋及
びこれに接続する諸海のうち距岸二百海里以遠の
公海水域におけるサケ・マスの漁獲の禁止、混獲
の最小化、操業違反船の臨検、拿捕及び裁判管
轄権等について定めるものであります。

次に、北太平洋潮河性魚類保存条約は、北太平
洋におけるサケ・マスの保存に関する国際協力の
促進を図るため、北緯三十三度以北の北太平洋及
びこれに接続する諸海のうち距岸二百海里以遠の
公海水域におけるサケ・マスの漁獲の禁止、混獲
の最小化、操業違反船の臨検、拿捕及び裁判管
轄権等について定めるものであります。

○議長(長田裕二君)　總員起立と認めます。
よつて、本件は全会一致をもつて承認すること
に決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君)　總員起立と認めます。
本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

認を求める件の採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求め
ます。

(労働省設置法の一部改正)

第四条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四十三号の五の後に次の二号を加える。

四十三の六 看護婦等の確保を促進するため

の措置に関する基本的な指針の策定に関すること。

四十三の七 中央ナースセンターの監督に関すること。

第四条第五十一号中「及び介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第二号)」を「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第二号)」及び看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第二号)に改める。

第五条第五十三号の三の後に次の二号を加える。

五十三の四 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、基本指針を策定すること。

五十三の五 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、中央ナースセンターを指定し、及びこれに対し監督を行うこと。

(文部省設置法の一部改正)

第五条 文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第三十三号の次に次の二号を加える。

三十三の二 看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第二号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

審査報告書
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成四年四月二十一日
参議院議長 厚生委員長 田淵 敏一
委員会の決定の理由
要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、我が国における急速な高齢化の進展等に伴い、福祉サービスへの需要が著しく増大していることにかんがみ、社会福祉事業従事者の確保を図るため、社会福祉事業従事者の確保に関する基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用対象範囲の拡大等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
政府は、速やかに次の事項について実現に努力すること。
五十三の五 看護婦等の人材確保の促進に関する法律に基づいて、中央ナースセンターを指定し、及びこれに対し監督を行うこと。
附帯決議
政府は、速やかに次の事項について実現に努力すべきである。
一、長寿・福祉社会の建設に向けて、国民の求められる保健医療・福祉サービスを担う資質の高い人材を確保するため、関係省庁が連携を図りながら、政府全体で取り組んでいくこと。
二、看護婦等の確保を促進するため、養成の充実を図り、週四十時間労働、複数を主として月八回以内勤体制など真に看護婦等が働きやすい職場づくり、離職防止、潜在看護婦の再就業の促進等に積極的に努力すること。
三、看護に対する国民の理解の向上を図り、看護

目次中「第七章 社会福祉事業(第五十七条)

「第七章の二 社会福祉事業(第五十七条)
第一節 基本指針等(第七十条)

第七十条」を 第二節 福祉人材センター(第三款 中央福祉人材セントラル都道府県福祉人材セントラル)

第五、ILO第百四十九号条約(看護職員の雇用、労働条件及び生活状態に関する条約)の趣旨を勘案して今後とも環境の改善に努力すること。

六、社会福祉施設職員について、労働時間短縮の促進、福利厚生面の充実等待遇の改善に努めることとともに、養成力の強化、潜在マンパワーの就業の促進を図ること。

七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

右決議する。

附帯決議
社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣総理大臣 宮澤 喜一
平成四年三月七日

二、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

二十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

二十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

二十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

二十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

二十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

二十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

二十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

二十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

二十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

三十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

三十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

三十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

三十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

三十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

三十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

三十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

三十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

三十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

三十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

四十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

四十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

四十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

四十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

四十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

四十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

四十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

四十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

四十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

四十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

五十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

五十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

五十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

五十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

五十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

五十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

五十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

五十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

五十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

五十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

六十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

六十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

六十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

六十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

六十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

六十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

六十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

六十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

六十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

六十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

七十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

七十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

七十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

七十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

七十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

七十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

七十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

七十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

七十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

七十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

八十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

八十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

八十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

八十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

八十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

八十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

八十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

八十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

八十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

八十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

九十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

九十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

九十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

九十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

九十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

九十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

九十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

九十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

九十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

九十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

一百二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

一百三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

一百四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

一百五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

一百六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

一百七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

一百八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

一百九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百二十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百二十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

一百二十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

一百二十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

一百二十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

一百二十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

一百二十六、社会福祉事業従事者に対する基本指針等(第七十条)の確保の促進を図ること。

一百二十七、ホームヘルパーについて、今後ともその増員に一層努めるとともに、研修の充実、チーム運営方式の推進等の措置を講じ、質の高いサービスを提供できる体制整備を図ること。

一百二十八、幅広い国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため、ボランティア活動や福祉公社等の住民参加型福祉サービスが円滑に行われるような基盤整備づくりを推進すること。

一百二十九、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百三十、社会福祉事業従事者の就業の動向に関する事項

一百三十一、社会福祉事業従事者による処遇の改善(国家公務員及び地方公務員である者に係るもの)を除く。及び資質の向上並びに新規の社会福祉事業従事者の確保に資する措置その他の社会福祉事業従事者の確保に資する措置の内容に関する事項

一百三十二、社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律案

一百三十三、前号に規定する措置の内容に関して、その適正かつ有効な実施を図るために必要な措置の内容に関する事項

一百三十四、診療報酬については、看護婦等の医療従事者の処遇改善に実効ある形で結びつくよう、その在り方について鋭意検討を加えること。

一百三十五、看護婦等の社会的地位の向上を図ること。

一百三十六

四 国民の社会福祉事業に対する理解を深め、国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置の内容に関する事項

3 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、労働大臣及び自治大臣に協議するとともに、中央社会福祉審議会及び都道府県の意見を聴かなければならぬ。

4 厚生大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(社会福祉事業を経営する者の講すべき措置)

第七十条の三 社会福祉事業を経営する者は、前条第二項に規定する措置の内容に即して設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県人材センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該都道府県センターの名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第七十条の四 国及び都道府県は、社会福祉事業を經營する者に対し、第七十条の二第二項第二号に規定する措置の内容に即した措置の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第七十条の五 国は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するため必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、社会福祉事業従事者の確保及び国民の社会福祉に関する活動への参加を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

めなければならない。

第二節 福祉人材センター

第一款 都道府県福祉人材センター

(指定等)

第七十条の六 都道府県知事は、社会福祉事業に関する連絡及び援助を行うこと等により社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的と

して設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことが

できると認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県人材セン

タ(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により指定を

いたときは、当該都道府県センターの名称、住

所及び事務所の所在地を公示しなければな

らない。

3 都道府県センターは、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(事業計画等)

第七十条の九 都道府県センターは、毎事業年度、厚生省令の定めるところにより、事業計

画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しな

うとするときも、同様とする。

2 都道府県センターは、厚生省令の定めると

ころにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第七十条の十 都道府県知事は、この款の規定を施行するため必要な限度において、都道

府県センターに対し、第七十条の七に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることが

できる。

(指定の取消し等)

第七十条の十一 都道府県知事は、都道府県セ

ンターが、次の各号のいずれかに該当すると

きは、第七十条の六第一項の規定による指定

四 社会福祉事業の業務に関して、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者に対して研修を行うこと。

五 社会福祉事業従事者の確保に関する連絡を行うこと。

六 社会福祉事業に従事しようとする者に対し、就業の援助を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行ふこと。

八 行うこと。

九 取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

10 指定に關し不正の行為があつたとき。

11 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

12 都道府県知事は、前項の規定により指定を

されたときは、その旨を公示しなければな

い。

13 第二款 中央福祉人材センター

(指定)

第七十条の十三 厚生大臣は、都道府県セ

ンターの業務に関する連絡及び援助を行うこと

等により、都道府県センターの健全な発展を

図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を

図ることを目的として設立された社会福祉法

人であつて、次条に規定する業務を適正かつ

確実に行ふことができると認められるもの

を、その申請により、全国を通じて一個に限

り、中央福祉人材センター(以下「中央セン

タ」という。)として指定することができる。

(業務)

第七十条の十四 中央センターは、次に掲げる

業務を行ふものとする。

1 都道府県センターの業務に関する啓発活

動を行うこと。

2 二以上の都道府県の区域内における社会福

祉事業従事者の確保に関する調査研究を行

うること。

(以下この条において「指定」という。)を取り消すことができる。

1 第七十条の七に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

2 指定に關し不正の行為があつたとき。

3 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

4 取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 指定に關し不正の行為があつたとき。

6 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

7 取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

8 指定に關し不正の行為があつたとき。

9 この款の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

10 取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

11 第二款 中央福祉人材センター

(指定)

第七十条の十五 厚生大臣は、都道府県セ

ンターの業務に関する連絡及び援助を行うこと

等により、都道府県センターの健全な発展を

図るとともに、社会福祉事業従事者の確保を

図ることを目的として設立された社会福祉法

人であつて、次条に規定する業務を適正かつ

確実に行ふことができると認められるもの

を、その申請により、全国を通じて一個に限

り、中央福祉人材センター(以下「中央セン

タ」という。)として指定することができる。

(業務)

第七十条の十六 中央センターは、次に掲げる

業務を行ふものとする。

1 都道府県センターの業務に関する啓発活

動を行うこと。

2 二以上の都道府県の区域内における社会福

祉事業従事者の確保に関する調査研究を行

うること。

三 社会福祉事業の業務に関する事項、都道府県セ

ンターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。

四 社会福祉事業の業務に関する事項、都道府県セ

ンターの業務に従事する者に対する研修を行うこと。

五 都道府県セントラルの業務について、連絡

調整を図り、及び指導その他の援助を行うこと。

六 都道府県セントラルの業務に関する情報及び資料を収集し、並びにこれを都道府県セントラルその他の関係者に対する提供を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、都道府県セントラルの健全な発展及び社会福祉事業従事者の確保を図るために必要な業務を行うこと。

(準用)

第十七条の十五 第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十二条までの規定は、中央セントラルについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十三」と、第七十条の十中「この款」とあるのは「次款」と、「第七十条の七」とあるのは「次

第七十条の十四」と、第七十条の十一第一項中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十条の十三」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十四」と、「この款」とあるのは「次

(指定)

第七十条の十六 厚生大臣は、社会福祉事業に関する連絡及び助成を行うこと等により社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図ることを目的として設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申

請により、全国を通じて一個に限り、福利厚生セントラルとして指定することができる。

(業務)

第七十条の十七 福利厚生セントラルは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 社会福祉事業を経営する者に対する社会福祉事業従事者の福利厚生に関する啓発活動を行うこと。

二 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する調査研究を行うこと。

三 福利厚生契約(福利厚生セントラルが社会福祉事業を経営する者に対する者に使用される社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るための事業を行うことを約する契約をいう。以下同じ。)に基づき、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るために必要な事業を実施すること。

四 社会福祉事業従事者の福利厚生に関する連絡を行い、及び社会福祉事業を経営する者に対する助成を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、社会福祉事業従事者の福利厚生の増進を図るために必要な業務を行うこと。

(約款の認可等)

第七十条の十八 福利厚生セントラルは、前条第三号に掲げる業務の開始前に、福利厚生契約に基づき実施する事業に関する約款(以下この条において「約款」という。)を定め、厚生大臣に提出してその認可を受けなければならぬ。これを受けないとあるのは「違反した」とあるのは「違反した」とある。

第六条の二十一 第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十二条までの規定は、都道府県知事とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十六」と、第七十条の九第一項中「提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第七十条の十中「この款」とあるのは「次節」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「次節」と、「この款」とあるのは「次節」と、「第七十条の十七」と、「第七十条の十一第一項中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十七」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反した」とある。

第七十条の十九 福利厚生セントラルは、前条第三号に記載すべき事項は、厚生省令で定め

(契約の締結及び解除)

第七十条の十九 福利厚生セントラルは、福利厚生契約の申込者が第五十七条第一項若しくは

第二項、第六十二条第一項若しくは第二項又は第六十四条第一項の規定に違反して社会福

祉事業を経営する者であるとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いて

は、福利厚生契約の締結を拒絶してはならない。

2 福利厚生セントラルは、社会福祉事業を経営する者がその事業を廃止したとき、その他厚生省令で定める正当な理由があるときを除いては、福利厚生契約を解除してはならない。

(準用)

第七十条の二十 第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十二条までの規定は、福利厚生セントラルについて準用する。この場合において、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十六」と、第七十条の九第一項中「提出しなければ」とあるのは「の認可を受けなければ」と、第七十条の十中「この款」とあるのは「次節」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「次節」と、「この款」とあるのは「次節」と、「第七十条の十七」と、「第七十条の十一第一項中「第七十条の六第一項」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十七」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反した」とある。

第六条の二十二 第七十条の六第二項から第四項まで及び第七十条の九から第七十二条までの規定は、都道府県知事とあるのは「厚生大臣」と、第七十条の六第二項中「前項」とあるのは「第七十条の十六」と、「第七十条の七」とあるのは「第七十条の十六」と、「この款」とあるのは「次節」と、「違反した」とあるのは「違反した」とある。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第七十四条第一項から第四項までの規定中「第五号まで」を「第六号まで」に改める。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第二条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のよう

に改正する。

題名を次のように改める。

社会福祉施設職員等退職手当共済法

第一条中「を経営する」を「及び特定社会福祉事業を経営する」に改め、「職員」の下に「及び特定社会福祉事業に従事する職員」を加える。

第二条第一項中の各号を削り、同項第二号中「肢体不自由児施設」を「肢体不自由児施設」に改め、同項第四号中「身体障害者福祉法(昭和二年法律第二百八十三号)第十八条第四項第三号に規定する」を「社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)」に改め、同項第五号中「精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号に規定する」を「社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出がなされ、又は同条第二項の規定による許可を受けた精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)」に改め、同条第七項中「社会福祉施設」を「社会福祉施設等」に改め、同項同項を同条第八項とし、同条中第四項から第六項までを「一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「社会福祉施設」の下に「及び特定社会福祉事業(以下「社会福祉施設等」という。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項中「を経営する」を「及び特定社会福祉事業を経営する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「特定社会福祉事業」とは、次に掲げる事業をいう。

官 報 (号 外)

附則第二十四条のうち第五条の改正規定中「平成二年」を「平成四年」に改め、附則第二十四条を「平成二年」を「平成四年」とする。

第二十四条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成四年法律第一号)」に改める。

要領主

本法律案は、原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者を援護するため、被爆者に対し医療の給付、被爆者年金の支給等の制度を確立し、遺族に対し特別給付金を支給する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めるが、被爆者年金の額を平成四年度ベースに引き上げるほか、施行期日、老人保健法による費用の負担の特例等について修正を行つた。

本法施行に要する経費は、平成四年度べ一ス
で、平年度約一千四百五十七億円である。
一、国会法第五十七条の三の規定による内閣の意
見
山下厚生大臣から、政府としては反対である
旨の意見が述べられた。

原子爆弾被爆者等援護法案
右の議案を発議する。

平成四年四月二十四日 参議院会議録第十二号

看護婦等の人材確保の促進に関する法律案外二件

第一章	援護(第四条—第四十一条)
第二章	原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十一条・第四十二条)
第三章	原子爆弾被爆者等援護審議会(第四十三条—第四十六条)
第四章	不服申立て(第四十七条—第五十一条)
第五章	雜則(第五十二条—第六十条)
第六章	罰則(第六十一条・第六十二条)
第七章	附則

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者並びにその遺族が今なお置かれている特別の状況にかんがみ、國家補償の精神に基づき、これらの者に對して医療の給付又は一般疾病医療費、被爆者年金若しくは特別給付金等の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの人々を援助することを目的とする。

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、被爆者登録手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令

（被爆者援護手帳）

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地（居住地を有しないときは、）に該当した当時その者の胎児であった者由に該当した当時その者の胎児であった者三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者四 前二号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当する区域内に在つた者五 で定める期間内に前号に規定する区域内に在つた者六 政令で定める区域内に在つた者

その現在地)の都道府県知事(広島市又は長崎市)の区域にあっては、広島市長又は長崎市長。以下同じ。)に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42

43

44

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

89

90

91

92

93

94

95

96

97

98

99

100

101

102

103

104

105

106

107

108

109

110

111

112

113

114

115

116

117

118

119

120

121

122

123

124

125

126

127

128

129

130

131

132

133

134

135

136

137

138

139

140

141

142

143

144

145

146

147

148

149

150

151

152

153

154

155

156

157

158

159

160

161

162

163

164

165

166

167

168

169

170

171

172

173

174

175

176

177

178

179

180

181

182

183

184

185

186

187

188

189

190

191

192

193

194

195

196

197

198

199

200

201

202

203

204

205

206

207

208

209

210

211

212

213

214

215

216

217

218

219

220

221

222

223

224

225

226

227

228

229

230

231

232

233

234

235

236

237

238

239

240

241

242

243

244

245

246

247

248

249

250

251

252

253

254

255

256

257

258

259

260

261

262

263

264

265

266

267

268

269

270

271

272

273

274

275

276

277

278

279

280

281

282

283

284

285

286

287

288

289

290

に支給する被爆者年金については、七百三十万円（被爆者年金）を超えない範囲内において、政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、原子爆弾の放射能の影響を受けたことによる疾病の特殊性について特に配慮しなければならない。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度及び額を定める政令の制定又は改廃に係る案を作成するに当たっては、あらかじめ、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聽かなければならぬ。

7 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受ける者が次の各号のいずれかに該当することとされている者が次の各号のいずれかに該当することとされている場合には、原子爆弾被爆者等援護審議会の意見を聴いて、当該被爆者年金の額を改定する。

第一項の認定を受けたとき。
二 新たに前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態になつたとき。

三 障害の程度が増進し、又は低下したとき。

四 前条第四項に規定する政令で定める程度の障害の状態でなくなったとき。

2 前項第一号、第二号又は第三号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

第二十三条 被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に変動が生じた場合は、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

（被爆者年金の支給期間及び支給月）

第二十四条 被爆者年金の支給は、平成二年四月（被爆者援護手帳の交付を受けた日）が同月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

2 第二十二条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

3 被爆者年金は、毎月、それぞれその月の分を支給する。

（被爆者年金を受ける権利の消滅）
第二十五条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

（被爆者年金の支給停止）
第二十六条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その日の属する月の翌月から、その刑の執行を終わる月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付を受けることができる場合には、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）
第二十七条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条规定する増加恩給その他の被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付を受けるときは、その超える部分については、この限りでない。

（未支給の被爆者年金）
第二十八条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死前に支給すべき被爆者年金（以下「前に支給を受けたときは、この限りでない。」）

2 前項ただし書の場合において、刑の執行猶予の言渡しを受けたときは、この限りでない。

2 前項第一号、第二号又は第三号（障害の程度の増進に係る場合に限る。）に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

第二十三条 被爆者年金については、政府は、国民の生活水準、賃金、物価その他の諸事情に変動が生じた場合は、変動後の諸事情を総合勘案し、速やかに、被爆者年金の額を改定する措置を講じなければならない。

終わり、又は執行を受けることがなくなる前に被爆者年金を受ける権利を有するに至ったときは、その執行を終わり、又は執行を受けること

がなくなる日の属する月まで、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、この限りでない。

4 第二項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

（被爆者年金と増加恩給等との調整）
第二十九条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令の規定により、恩給法（大正十二年法律第四十八号）第四十六条规定する増加恩給その他の被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が当該他の法令の規定による給付を受けるときは、その超える部分については、この限りでない。

（父母の養父母）
第二十九条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について被爆者年金の支給に関し必要な請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に對してしたものとみなす。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、実父母の父母を後にする。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした

請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした支給は、全員に對してしたものとみなす。

（受給権の調査）

第二十九条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について被爆者年金の支給に関し必要な請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してもした支給は、全員に對してしたものとみなす。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要がある提出を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けさせることを命ずることができる。

3 第一項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

官 報 (号 外)

(特別給付金の支給)

第三十条 死亡した第二条各号に掲げる者の遺族には、特別給付金を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(特別給付金を受けることができる遺族の範囲)
第三十一条 特別給付金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によって生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。ただし、死亡した者の死亡の日が平成三年四月一日以前であるときは、同日前に離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了した遺族は、特別給付金を受けることができる遺族としない。

2 死亡した者の死亡の當時に胎児であった子が出生したときは、前項の規定の適用については、その子は、当該死亡した者の死亡の当时における子とみなす。
（特別給付金を受けることができる遺族の順位）

後にし、同順位の祖父母については、養父母の養父母を先にし実父母を後にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日が平成三年四月一日以前であるときは、死亡の日以後同月一日前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

一 子（平成二年四月一日（死亡した者の死亡）の日が同月二日以後であるときは、その死」の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

三 父母

四 孫（平成三年四月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（平成三年四月一日において、遺族以外の者の養子となっている者を除く。）

七 第二号において同号の順位から除かれている子

八 第四号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

九 第六号において同号の順位から除かれている配偶者

十 第一号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

（特別給付金の額及び記名国債の交付）

第三十三条 特別給付金の額は、死亡した者一人につき百二十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債について
は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保
の設定その他の処分をすることができない。

5 前各項に定めるもののほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金と他の法令の規定による扶助料等との調整)

第三十四条 特別給付金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令の規定により、恩給法第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)第二十三条に規定する遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受けることができる者がある場合には、支給しない。

(準用規定)

第三十五条 第二十八条第四項の規定は、同順位の遺族が二人以上ある場合における特別給付金の請求若しくはその支給、同順位の相続人が二人以上ある場合における未支給の特別給付金の請求若しくはその支給又は国債の記名者が死亡し同順位の相続人が二人以上ある場合におけるその者の死亡前に支払うべきであつた償還金の請求若しくはその支払若しくは記名変更の請求若しくはその記名変更について準用する。

(葬祭料の支給)
第三十六条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭料として、死亡した者一人につき二十万円を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(被爆者年金等の支給の制限)

第三十七条 被爆者年金、特別給付金又は葬祭料(以下この条において「被爆者年金等」という。)の支給を受けることができる者が、故意に、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となる事故を生じさせた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等を支給しない。

3 特別給付金の支給を受けることができる遭族が、特別給付金の支給事由が生ずる前に、当該支給事由が生ずることによって当該先順位者又は同順位者となることとなる者を故意に死亡させた場合には、その者には、当該特別給付金を支給しない。

3 被爆者年金等の支給を受けることができる者が、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかったことにより、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意に、その障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該障害又は死亡に係る被爆者年金等の全部又は一部を支給しないことができる。

(原子爆弾被爆者保護施設への入所等)

第三十八条 厚生大臣は、高年齢である被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他の被爆者について、特に入所及び保護（治療を含む。以下同じ。）を必要とすると認めるときは、原子爆弾被爆者保護施設に入所させ、その保護を行うものとする。

（旅客会社の鉄道への乗車等についての無賃取扱い）

第三十九条 被爆者及び政令で定めるその介護者は、運賃を支払うことなく、旅客会社の經營する鉄道、航路又は自動車線に乗車し、又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車し、又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

（子又は孫に対する適用等）

第四十条 都道府県知事は、次の各号に掲げる者から申出があった場合には、その者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

1 第二条各号に掲げる者の子（同条第一号から第三号までに掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した時以前に生まれた子、養子及び同条第四号に掲げる者を除く。）

2 前号に掲げる者の子（養子を除く。）
前各号に掲げる者で、原子爆弾の傷害作用

に起因する疾病として政令で定めるものにかかる

のは、第二条各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定（被爆者年金、特別給付金及び葬祭料に係る規定を除く。）を適用する。

第三章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十一条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

第四十二条 都道府県並びに広島市及び長崎市

は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県及び市に対し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

4 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設とする。

5 国は、子又は孫に対する適用等）

第六章 雜則

（特別給付金及び被爆者年金に係る時効）

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金を受ける権利は、それらを受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

（援護を受ける権利等の保護）

第五十三条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

(委員)

第四十四条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(再審査請求)

第五十五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置く。

（政令への委任）

第四十六条 前二条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

（異議申立て期間）

第五十七条 被爆者年金又は特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

（審議会の意見の聴取）

第四十八条 厚生大臣は、前条第一項に規定する施行に関する重要事項を調査審議させるため、

厚生省に原子爆弾被爆者等援護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項について、関係

(時効の中止)

第四十九条 第四十七条第一項に規定する処分についての異議申立ては、時効の中止について

は、裁判上の請求とみなす。

(異議申立てと訴訟との関係)

第五十条 第四十七条第一項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第五十一条 広島市長又は長崎市長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に関する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

第六章 雜則

（特別給付金及び被爆者年金に係る時効）

第五十二条 特別給付金又は被爆者年金を受ける権利は、それらを受けることができる事由が生じた日から、特別給付金については三年間、被爆者年金については七年間行わないときは、時効によって消滅する。

2 被爆者年金の支給を受ける権利の時効は、当該被爆者年金がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

（援護を受ける権利等の保護）

第五十三条 この法律に基づく援護を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、被爆者年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例による」ととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十三条 附則第三条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(健康診断の特例)

第十四条 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第五条の規定の適用については被爆者とみなす。

(調査)

第十五条 厚生大臣は、速やかに、第二条各号に掲げる者その他この法律に基づく援護を受けることができる者の状況について調査しなければならない。

(老人保健法の一部改正)

第十六条 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第五条の規定の適用については被爆者とみなす。

(地方財政法の一部改正)

第十七条 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第四条(援護の種類)に規定する被爆者年金

第二条第一項第二号中「前二号」を「前三号」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十八条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十九条 中第八号の四を削り、第八号の五を第八号の四とし、第八号の六を第八号の五とする。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第二十条 老人保健法の一部を次のように改正する。

第十五条 老人保健法の一部を次のように改正する。

(負担の特例)

第五十条の二 国は、前二条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、原子爆弾被爆者等援護法(平成二年法律第十号)第十一条第一項本文に規定する一般疾病医療費の支給の対象となる負傷又は疾病に関する医療等に要する費用については、その十分の三を負担する。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)

第十六条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第一号の次に次の二号を加える。

(原子爆弾被爆者等援護法(平成二年法律第二百九号)第四条(援護の種類)に規定する被爆者年金)

二の二 原子爆弾被爆者等援護法(平成二年法律第二百九号)第四条(援護の種類)に規定する被爆者年金

第二条第一項第二号中「前二号」を「前三号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費に相当する額の支払に関する前項の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

第二十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者等援護法(平成二年法律第二百九号)」に改める。

第二十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 地方税法(昭和二十三年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

本法律案は、科学技術に関する国際試験研究について国と國以外の者との間の交流を一層促進するため、研究公務員の任期を定めた採用、國の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取り扱い及び国有施設の使用について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、異分野研究交流の必要性、科学技術分野における国際貢献の必要性、国際共同研究に係る特許権等のあり方及び研究環境改善の必要性等、広範にわたり熱心な質疑が行なれましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員から反対する旨の意見が述べられました。討論を終わり、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(長田裕二君) 日程第八 公害防止事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。	審査報告書
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	公害防止事業団法の一部を改正する法律案
平成四年四月二十二日	参議院議長 長田 裕二殿
一、委員会の決定の理由	環境特別委員長 潤上 貞雄
本法律案は、最近における自然環境及び生活環境をめぐる情勢に適切に対応するため、公害防止事業団の名称を環境事業団に改めるとともに、その業務として新たに産業廃棄物処理施設・一体緑地整備事業、國立・國定公園集團施設地区整備事業等を追加する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。	要領書

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします。	第一條中「公害防止事業団」を「環境事業団」に改め、「業務」の下に「を行うとともに、自然公園の区域における自然環境の保護及び整備に必要な業務を行なはか、開発途上にある海外の地域における環境の保全に資する情報等を提供する業務」を、「維持改善」の下に「自然環境の保全」を加える。
本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。	第二條及び第五條中「公害防止事業団」を「環境事業団」に改める。
○議長(長田裕二君) これより採決をいたしました。	第十八条第一項第三号中「都市公園」の下に「以下「都市公園」という。」を加え、同項第四号を次のように改める。
以上、御報告申し上げます。(拍手)	四 四十五条法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物(以下この号において「産業廃棄物」という。)の広域的な処理が必要であると認められる地域において、産業廃棄物の広域的かつ適正な処理及び同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(以下この号において「産業廃棄物処理施設」という。)を一体的に整備することが必要
○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。	五 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号)第133条に規定する集団施設地区の区域でその区域内における同法第二条第六号に規定する施設(以下この号において「公園施設」という。)を一体的に整備することが必要なものにおいて、同法第十四条第三項又は第十五条第三項の規定による認可を受けて、自然公園の保護及び利用者の自然環境に関する理解の増進を図り、並びにその他自然公園の健全な利用に資するため設置することが必

要な複合施設（二以上の公園施設であつてその組合せ及び配置が政令で定める要件に適合するものをいう。）を設置し、及び譲渡すること。

**第十八条第二項中「第四号」を「第五号」に改め、
同条の次に次の一条を加える。**

（関係機関等との連絡）

務を円滑かつ効果的に行うため、関係の行政機関その他の機関及び団体と緊密に連絡するものとする。

第十九条第一項中「前条第一項第五号」を「第十一条第一項第六号」に改める。

第一二十一條第一項中「第四号」を「第五号」に改
「」を加える。

、「総理府令」の下に「厚生省令」を加え、「これ
変更しようとする」を「」れの変更(総理府令、

第二十四条第三項中「財務諸表」の下に「及び前
生省令、通商産業省令又は建設省令で定める軽
な変更を除く。)をしようとする」に改める。

「事業報告書」を加える。

第三十四条第一項中「場合には」の下に、厚生大臣を加え、同条第三項中「環境庁長官」の下に「厚生大臣を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」の

に「厚生大臣」を加え、同条第五項中「大藏大臣」の下に「厚生大臣」を加える。

第三十五条第一項第三号中「第四号及び第五号」「第五号及び第六号」に、「又は第四号」を「又は

に同項第四号の業務のうち都市公園となるべき地を設置し、及び譲渡するもの並びにこれら

にに、「同号の業務」を「同条第一項第三号の業務」とは同項第四号の業務のうち都市公園となるべき綠地を設置し、及び譲渡するもの」に改め、同項六第十八条第一項第四号の業務（都市公園となるべき綠地を設置し、及び譲渡する業務を除く。以下この号において同じ。）及びこれに附帯する業務並びに同条第二項の規定により委託を受けて行う業務で同号の業務に係るものに関する事項については、厚生大臣六第十八条第一項第七号の業務及びこれに附帯する業務に関する事項については、環境庁長官、厚生大臣、通商産業大臣及び建設大臣第三十七条中「十万円」を「三十万円」に改める。第三十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。第三十九条中「公害防止事業団」を「環境事業団」とし、「五万円」を「十万円」に改める。

附則第十八条の見出しを「業務の特例」に改め、同条中「昭和六十七年九月三十日」を「平成四年九月三十日」に改め、「第二十一条第一項」の下に「及び第三十八条」を加え、「第四号」を「第五号」に、「とする」を「とし、同条第三号中「第十八条に規定する業務」とあるのは「第十八条に規定する業務及び附則第十八条に規定する業務」とする」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十九条 事業団は、第十八条の規定にかかわらず、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第一号）による改正前の第八条第一項第四号の業務（これに附帯する業務を含む。）で同法の施行前に開始されたもの（以下「旧業務」という。）及び事業団の業務の遂行に支障のない範囲内において、委託に基づき、環

環境省長官の認可を受けて、旧業務として行う工事と密接な関連を有する工事を行うことができる。この場合における第二十一条第一項及び第三十八条の規定の適用については、同項中「第十八条第一項第一号から第五号までの業務」とあるのは「附則第十九条に規定する業務」と、「主務大臣」とあるのは「環境省長官」とし、同条第三号中「第十八条に規定する業務」とあるのは

〔環境事業団〕に、「公害防止事業団法」を「環境事業団法」に改める。
（所得税法の一部改正）

環境事業団
年法律第九十五号

(法人税法の一部改正)
第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の
一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表環境衛生金融公庫の項の
次に次のように加え、同表公害防止事業団の項
を削る。

環境事業団
環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）

(印紙税法の一部改正)

の一部を次のように改正する。

別表第一 環境衛生金融公庫の項の次に次のよう
うに加え、同表公害防止事業団の項を削る。

環境事業団
環境事業団法(昭和四十
年法律第九十五号)

(登録免許税法の一部改正)

別表第一環境衛生金融公庫の項の次に次のよう
うに加え、同表公害防止事業団の項を削る。

境県長官の認可を受けて、旧業務として行うことができる。この場合における第二十一条第一項及び第三十八条の規定の適用については、同項中「第十八条第一項第一号から第五号までの業務」とあるのは「附則第十九条に規定する業務」と、「主務大臣」とあるのは「環境庁長官」とし、同項中「第十八条に規定する業務及び附則第十九条に規定する業務」とする。

（施行期日）

（経過措置）

第一条 この法律は、平成四年十月一日から施行する。

第二条 公害防止事業団は、この法律の施行の時において、環境事業団となるものとする。

第三条 この法律の施行の際現に環境事業団という名称を用いている者については、改正後の環境事業団法第五条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正）

第五条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の二第二項第八号及び第六十五条の四第一項第八号中「公害防止事業団」を「環境事業団」に改める。

第七十八条の三第二項中「公害防止事業団」を「環境事業団」に改める。

<p>(環境事業団法)に、「公害防止事業団法」を「環境事業団法」に改める。 (所得税法の一部改正)</p>		
<p>第六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。</p>		
<p>別表第一第一号の表危険物保安技術協会の項の前に次のように加え、同表公害防止事業団の項を削る。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)</td> </tr> </table>	環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)	
<p>(法人税法の一部改正)</p>		
<p>第七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。</p>		
<p>別表第一第一号の表環境衛生金融公庫の項の次に次のように加え、同表公害防止事業団の項を削る。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)</td> </tr> </table>	環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)	
<p>(印紙税法の一部改正)</p>		
<p>第八条 印紙税法(昭和四十一年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。</p>		
<p>別表第二環境衛生金融公庫の項の次に次のよう うに加え、同表公害防止事業団の項を削る。</p>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)</td> </tr> </table>	環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)
環境事業団	環境事業団法(昭和四十一年法律第九十五号)	
<p>(登録免許税法の一部改正)</p>		
<p>第九条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。</p>		
<p>別表第一環境衛生金融公庫の項の次に次のよ うに加え、同表公害防止事業団の項を削る。</p>		

審査報告書

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年四月二十三日

運輸委員長 峯山 昭範

参議院議長 長田 桦二殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に關する千九百七八年の議定書の改正に伴い、油濁防止緊急措置手引書を船舶内に備え置くことを義務づけるとともに、当該手引書について船舶検査の対象とするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるものである。

本法施行のため、別に費用を要しない。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日

衆議院議長 櫻内 義雄

二、費用
目次中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第七条第一項中「前条第一項の」を削り、「油濁防止管理者の業務」を油の不適正な排出の防止に関する業務の管理に、「排出に関する作業の要領」を「取扱いに関する作業を行う者が遵守すべき事項」に改め、「防止に関する事項」の下と「(次条第二項中「油濁防止管理者」の下に「(油濁防止管理者が選任されていない船舶については、船長。以下同じ。)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(油濁防止緊急措置手引書)

第七条の二 船舶所有者は、運輸省令で定める船舶ごとに、当該船舶から油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において当該船舶内にある者が直ちにとるべき措置に関する事項について、油濁防止緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶内に備え置き、又は掲示しておかなければならぬ。

前項の規定による油濁防止緊急措置手引書の作成及び備え置き又は掲示に関する技術上の基準は、運輸省令で定める。

前条第一項の規定は、第一項の油濁防止緊急措置手引書(以下「油濁防止緊急措置手引書」と

いう。)について準用する。

第八条第二項中「油濁防止管理者が選任されていない船舶にあつては、船長」を削り、「行なわれた」を「行われた」に、「そのうど」を「その都度」に、「行なわなければ」を「行ななければ」に改め。

和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のよう

に改正する。

「第三章の一 船舶の海洋汚染防止設備等の検査」を「第三章の二 船舶の海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書の検査」に改める。

第十七条の二中「定める船舶」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。

「第三章の七第一項中「海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該油濁防止緊急措置手引書」を、
「当該海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の六中「設置された海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該検査対象船舶に備え置き、若しくは掲示された油濁防止緊急措置手引書」を、
「当該海洋汚染防止設備等」の下に「又は当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の七第一項中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された油濁防止緊急措置手引書」を加え、同条第

二項中「当該海洋汚染防止設備等」の下に「及び

油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の九第一項中「海洋汚染防止設備等の

下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を削る。

第十七条の十二第一項中「海洋汚染防止設備等の

下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加え、同

条第二項中「が海洋汚染防止設備等」の下に「及び

油濁防止緊急措置手引書」を「当該海洋汚染防

止設備等」の下に「及び当該油濁防止緊急措置手引

書」を加え、同条第三項中「海洋汚染防止設備等」

の下に「又ハ同法第七条の二第一項ノ油濁防止緊

急措置手引書」を加える。

第十七条の十四第一項及び第十七条の十七第一

項中「設置された海洋汚染防止設備等」の下に「又

は当該船舶に備え置き、若しくは掲示された油濁

防止緊急措置手引書」を「修理」の下に「当該油

濁防止緊急措置手引書」を「変更」を加える。

第十七条の十八第一項中「海洋汚染防止設備等」

の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の十九中「設置されている海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該船舶に備え置き、又は掲示されている油濁防止緊急措置手引書を、「当該海洋汚染防止設備等」の下に「及び当該油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第十七条の二十中「海洋汚染防止設備等」の下に「及び油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第四十八条第五項中「油濁防止規程」の下に「油濁防止緊急措置手引書」を加える。

第五十八条第五号中「第十条第二項第二号又は第三号」を「第十条第二項第三号又は第四号」に改める。

第六十一条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第六十二号中「五万円」を「十万円」に改める。

(附則)

第一條 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際海事機関が平成三十七八年の議定書により国際海事機関が平成三

年七月四日に採択した千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際海事機関が平成三

正が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十七条の十二第一項及び第五十

八条第五号の改正規定並びに次条及び附則第五

条の規定は、同日前の政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 連輸大臣又は船級協会（この法律による改正後の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条の十二第一

項の認定を受けた法人をいう。以下同じ。）は、前条ただし書の政令で定める日以後において

は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、船舶に備え置き、又は掲示され

た油濁防止緊急措置手引書（新法第七条の二又は第十七条の二に規定する油濁防止緊急措置手引書をいう。以下同

じ。）について、新法第十七条の二又は第十七条の十二第二項に規定する検査に相当する検査を行なうことができる。

第二条 運輸大臣は、前条ただし書の政令で定める日以後においては、施行日前においても、油濁防

止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海洋汚染防止証書に相当する証書を交付す

ることができる。

第三条 前項の規定により交付した証書は、その交付後施行日までの間に運輸省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、油濁防止緊急措置手引書に係る新法第十七条の三第一項の海

洋汚染防止証書とみなす。この場合において、当該証書の有効期間の起算日は、前項の規定によ

りて運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第四条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第五条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第六条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第七条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第八条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

第九条 次に掲げる者（国を除く。）は、実費を勘案し

て運輸省令で定める額の手数料を収入印紙をもつて國に納付しなければならない。

は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条第二項及び第二十四条ノ二の規定は船級協会の第一項に規定する検査の業務に関する監督について、同法第二十三条及び第二十四条の規定は船級協会の同項に規定する検査の業務に從事する

役員又は職員について準用する。この場合において、同法第二十三条第一項中「第八条第一項ニ掲タル船舶ニ付第二条第一項各号ニ掲タル事項又ハ溝載吃水線ニ付スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」とあり、及び

同法第二十四条第一項中「前条ニ掲タル検査」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書ニ付スル改正法ト称ス」ニ依ル改正後ノ海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条の二第一項ノ油濁防止緊急措置手引書ニ付スル改正法附則第二条第一項ニ規定スル検査」と読み替えるものとする。

第三条 施行日前に建造された船舶（以下「現存船」という。）については、施行日の翌日から起算して二年を経過する日（以下「経過日」とい

う。）までの間は、新法第七条、第七条の二、第十七条の七第一項（油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）並びに第十七条の十第一項及び第二项（油濁防止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第四条 第二項の新法第十七条の二（油濁防

止緊急措置手引書に係る部分に限る。）の規定の適用については、同条中「初めて」とあるのは、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成四年法律第

号）」の施行の日の翌日から起算して二年を経過する日以後初めて」とする。

第五条 現存船についてのこの法律による改正前の海

洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第七条の二第一項の規定による油濁防止規程の備置き又は掲示及び同条第二項の規定による油濁防止規程の周知については、経過日までの間は、なお従前

の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為及び前条第一項の規定によりなお従前の例によることとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する

経過措置を含む。）は、政令で定めることができ

る。

（運輸省設置法の一部改正）

第六条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第二十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第五十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第六十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十一条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十二条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十三条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十四条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十五条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十六条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十七条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十八条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第七十九条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五

七号）の一部を次のように改正する。

第八十条 第二項の運輸省設置法（昭和二十四年法律第

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律)

一部を改正する法律の一部改正)

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

賛成者起立

第七条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の規定のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第一項の改正規定中「又は第九条の三第二項」を「若しくは第九条の三第二項」に、「又は第十条の二第二項」を「若しくは第十条の二第二項」に改める。

○議長(長田裕二君) 本案は全会一致をもって可決されました。

第五条の規定のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第一項の改正規定中「又は第九条の三第二項」を「若しくは第九条の三第二項」に改める。

○議長(長田裕二君) 日程第一〇 職業能力開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

○議長(長田裕二君) 日程第一〇 職業能力開発促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

第五条の規定のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第十七条の三第一項の改正規定中「又は第九条の三第二項」を「若しくは第九条の三第二項」に改める。

○議長(長田裕二君) 本案は全会一致をもって可決されました。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

能労働者の地位の向上等技能を尊重する社会の形成に努めること。

右決議する。

一、事業内職業能力開発計画の策定や実施、職業能力開発推進者の選任等について、労働者の意見が十分反映されるよう行政指導を行うこと。

政府は、次の事項について特段の配慮をすべきである。

二、職業能力開発促進法の一部を改正する法律案

その円滑な実施体制を確保するとともに、情報提供、相談援助サービスの充実に努めること。

また、地域の事業主団体、労働組合、市町村等を構成員とする運営協議会を設置する等により地域ニーズの把握に努めること。

三、有給教育訓練休暇制度について、その事例の収集、調査、提供を行うとともに、制度の周知、普及に努めること。

四、公共職業訓練については、指導員の質の向上を確保に努めるとともに、新しい訓練体系の下で、在職者に対する高度な職業訓練及び高齢者、女子、障害者等の多様なニーズに対応した職業訓練を弾力的に展開できる体制の整備充実に努めること。その際、中卒者及び高校中途退学者に対する職業訓練を地域の実態に応じて実施する等、新規学卒者及び若年労働者の受講機会の確保に十分配慮すること。

五、認定職業訓練に対する援助の充実等により、その振興に努めるとともに、新しい訓練体系の導入に当たっては、従来の職業訓練の実施状況に留意し、混乱が生じないよう配慮すること。

六、技能検定の多段階化等技能検定制度の整備充実及び事業主等の行う職業能力検定の普及に努めるとともに、技能振興施策の拡充を図り、技

能労働者の地位の向上等技能を尊重する社会の形成に努めること。

定」を、「職業能力検定」と、「技能検定」を「職業能力検定」と改める。

第四条中「技能検定等」を「職業能力検定等」に改める。

第五条第一項中「技能検定」を「職業能力検定」に、「次条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第八条中「次に掲げる職業訓練その他」を削り、「受けたる等」を「受けたること等により」に改め、同条各号を削る。

第九条中「事業主が」を「事業主は」に、「第十六条第四項」を「第十五条の六第三項」に、「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改め、「当該事業主の行う職業訓練とみなす」を削り、「当該事業主の行う職業訓練とみなす」を削る。

第十条第一項を次のように改める。

事業主は、前条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずること等により、その雇用する労働者に係る職業能力の開発及び向上を促進するものとする。

一 他の者の設置する施設により行われる職業に関する教育訓練を受けさせること。

二 自ら若しくは共同して行う職業能力検定又は職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の者の行う職業能力検定を受けさせること。

三 有給教育訓練休暇の付与その他その労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するために必要な援助を行うこと。

第十条第一項中「前項の有給教育訓練休暇」を「前項第三号の有給教育訓練休暇」に改める。

第十三条中「第三節及び第四節」を「第四節及び

第五節」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十四条の二及び第十四条の三を削る。

第十五条第一項中「次に掲げる職業訓練その他」を削り、「受けたる等」を「受けたること等により」に改め、「から前条まで」を削り、「この節」の下に「及び次節」を加え、同条各号及び同条第二項を削る。

第十七条の見出しを「職業訓練大学校」に改め、同条第一項中「職業訓練大学校」を「職業能力開発大学校」に改め、「技能」を「技能及びこれに関する知識」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「職業訓練大学校」を「職業能力開発大学校」に改め、同条第五項中「第十六条第五項」を「第六条第三項」に、「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に、「第七項」を「第五項」に、「職業訓練大学校」を「職業能力開発大学校」に改める。

第十八条の二第二項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に、「職業訓練大学校」を「職業能力開発大学校」に改める。

第十九条第一項中「前項の有給教育訓練休暇」を「短期間の訓練課程で労働省令で定めるもの」を除く。)に改め、同条第二項中「のうち短期間の訓練課程の労働省令で定める養成訓練」を「高度職業訓練

り、「当該訓練」を「当該職業訓練」に、「に準ずる」を「と同等以上の」に改める。

第三章中第四節を第五節とする。

第十四条第一項中「のうち養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練」を削る。

第十五条中「職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」を「職業能力開発促進センター」に改める。

第十六条の二中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十七条を第四節とする。

第十五条の次に次の四条、節名及び一条を加える。

(事業主その他の関係者に対する援助)

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に關し、次の援助を行うよう努めなければならない。

一 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導を行うこと。

二 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的・事項について相談その他の援助を行うこと。

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十一条第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成

その他の必要な措置を講ずることができる。

(職業能力の開発に関する調査研究等)

第十五条の四 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発及び向上に關し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関係者が当該調査研究の成果及びその情報を利用

七 前各号に掲げるもののほか、第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用させる等の便益を提供すること。

2 国及び都道府県は、職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者に対し、前項第二号及び第三号に掲げる援助を行ふように努めなければならない。

3 国は、事業主等及び労働者に対する第一項第一号から第三号までに掲げる援助を適切かつ効果的に行ふため必要な施設の設置等特別の措置を講ずることができる。

4 第一項及び第二項の規定により国及び都道府県が事業主等及び労働者に対して援助を行う場合には、中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会と密接な連携の下に行ふものとする。

2 国及び都道府県は、職業能力開発促進センター」に改める。

第十四条第一項中「のうち養成訓練、向上訓練又は能力再開発訓練」を削る。

第十五条中「職業訓練校、職業訓練短期大学校又は技能開発センター」を「職業能力開発促進センター」に改める。

第十六条の二中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十七条を第四節とする。

第十五条の次に次の四条、節名及び一条を加える。

(事業主その他の関係者に対する援助)

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び労働者が職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にする等のために事業主の講ずる措置に關し、次の援助を行うよう努めなければならない。

一 第十一条の計画の作成及び実施に関する助言及び指導を行うこと。

二 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的・事項について相談その他の援助を行うこと。

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十一条第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対する助成

その他の必要な措置を講ずることができる。

(職業能力の開発に関する調査研究等)

第十五条の四 国は、中央職業能力開発協会の協力を得て、職業訓練、職業能力検定その他職業能力の開発及び向上に關し、調査研究及び情報の収集整理を行い、事業主、労働者その他の関

することができるよう努めなければならない。

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第十五条の五 国は、職業能力の開発及び向上が円滑に促進されるような環境を整備するため、

職業に必要な技能について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な広報その他の啓発活動等を行うものとする。

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

(国及び都道府県の行う職業訓練等)

第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を得ることができるよう、次の

各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を得るために行われるもので労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設において適切と認められる方法により行うことができる。

一 職業訓練校(普通職業訓練)(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

二 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

三 職業能力開発促進センター(普通職業訓練

又は高度職業訓練のうち短期間の訓練課程のを行なうための施設をいう。以下同じ。)

ものを行なうための施設をいう。以下同じ。)

設において職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して行うそ

の能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行なうための施設をいう。以下同じ。)

国及び都道府県が設置する前項各号に掲げる施設は、当該各号に規定する職業訓練を行なうほか、事業主、労働者その他の関係者に対し、第

十五条の二第一項第二号、第三百号及び第五号から第七号までに掲げる援助を行うように努めなればならない。

三 国及び都道府県(次条第二項の規定により市町村が職業能力開発校を設置する場合には、当該市町村を含む。)が第一項各号に掲げる施設を設置して職業訓練を行なう場合には、その設置する同項各号に掲げる施設(以下「公共職業能力開発施設」という。)内において行なはか、職業を転換しようとする労働者等に対して迅速かつ効果的な職業訓練を実施するため必要があるときは、職業能力の開発及び向上について適切と認められる他の施設により行われる教育訓練を当該公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなしうる。

一 職業訓練校(普通職業訓練(次号に規定する高度職業訓練以外の職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

二 職業能力開発促進センター(普通職業訓練(労働者に対し、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練をいう。以下同じ。)で長期間及び短期間の訓練課程のものを行うための施設をいう。以下同じ。)

三 職業能力開発短期大学校(高度職業訓練(労

行なう者に当該地域において雇用されている者の訓練を担当する者にならうとする者又は現

に当該訓練を担当している者に対して、必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための訓練を行なうこと。

二 前号に掲げるもののほか、職業訓練その他この法律の規定による職業能力の開発及び向上に関し必要な業務で労働省令で定めるものを行なうこと。

三 前号に掲げるもののほか、職業訓練施設を行なうこと。

四 公共職業訓練施設(以下「公共職業訓練施設」といふ。)に改める。

第五条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第六条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第七条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第八条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第九条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十一条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十二条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十三条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十四条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十五条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十六条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十七条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十八条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十九条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二十条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二十一条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二十二条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第二十三条第一項を次のように改める。

第一款 公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の労働省令で定める求職者に対する行なう普通職業訓練(短期間の訓練課程で労働省令で定めるものに限る。)並びに障害者職業能力開発校において求職者に対する行なう職業訓練は、無料とする。

第二款 第二十二条第一項中「前項に規定する職業訓練」を「公共職業訓練のうち前項に規定するものに限る。」に改める。

第三款 第二十三条第一項中「前項に規定する職業訓練」を「公共職業訓練施設」に改める。

第四款 第二十三条第一項中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二

号を加える。

いるものについては、新法第十七条又は第二十
七条第四項の規定は、この法律の施行後六月間
は、適用しない。

(職業訓練等に準ずる訓練の実施に関する経過
措置)

第四条 附則第一条第一号に定める日からこの法
律の施行の日(次項において「施行日」という。)
の前日までの間ににおける新法第九十七条の二の
規定の適用については、「公共職業能力開発施
設、職業能力開発大学校」とあるのは、「公共職
業訓練施設、職業訓練大学校」とする。

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め
(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律(附則第一条各号に規定する規
定については、当該規定)の施行前にした行為
に対する罰則の適用については、なお從前の例
による。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七
号)の一部を次のように改訂する。

別表第一第一十一号の八中「職業訓練校」を
「職業能力開発校」に改める。

(職業安定法の一部改正)

第八条 職業安定法(昭和二十一年法律第百四十
一号)の一部を次のように改訂する。

第十九条の三の見出し中「あつ旋」を「あつせ
ん」に改め、同条中「公共職業訓練施設の行な
う」を「公共職業能力開発施設の行う」に、「あつ
旋」を「あつせん」に改める。

第二十五条の三第二項第六号中「公共職業訓
練施設」と「公共職業能力開発施設」に、「あつ旋」
を「あつせん」に改める。

第三十三条の二第一項第三号中「第十五条第
二項各号」を「第十五条の六第一項各号」に改め、
同項第四号中「職業訓練大学校」を「職業能力開
発大学校」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)
の一部を次のように改訂する。

第十一条第九号中「職業訓練校及び障害者職業
訓練校」を「職業能力開発校及び障害者職業訓練
校」に改める。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第十二条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第
二百八十三号)の一部を次のように改訂する。

第十八条第四項第一号中「公共職業訓練施設」
を「公共職業能力開発施設」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二百一
十六号)の一部を次のように改訂する。

第七十三条の四第一項第二十三号中「第六十
九条又は第八十九条に規定する技能検定」を「第
六十九条第二項又は第八十九条第二項に規定す
る技能検定試験」に改める。

(最低賃金法の一部改正)

第十五条 最低賃金法(昭和三十四年法律第百三
十七号)の一部を次のように改訂する。

第八条第三号中「養成訓練を受ける者」を「職
業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこ
れに関する知識を習得させる内容とする
もの」に改める。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措
置法の一部改正)

第十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百
十九号)の一部を次のように改訂する。

第三条第二十三号中「公共職業訓練施設」を
「職業能力開発施設」に、「職業訓練大学校」を「職業
能力開発大学校」に改める。

第十六条 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する
臨時措置法(昭和三十四年法律第百九十九号)の
一部を次のように改訂する。

第五条の二第一項、第二項及び第四項に改める。
第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十三条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法
律第二百十九号)の一部を次のように改訂する。

第十三条第一項第一号ト中「職業訓練校並びに」
を「職業能力開発校並びに」に、「職業訓練短期
大学校、技能開発センター及び障害者職業訓練
校」を「職業能力開発短期大学校、職業能力開発
促進センター及び障害者職業能力開発校」に改
める。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第十四条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和
三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように
改訂する。

第十条第一項中「公共職業訓練施設」を「公共
職業能力開発施設」に、「職業訓練校」を「職業能
力開発校」に改め、同条第二項中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第九条の三中「障害者職業訓練校」を「障害者
職業能力開発校」に改める。

第十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三十五年法律第百二十二号)の一部を次に
よう改訂する。

第五条の二第一項中「第十六条第四項」を「第
十五条の六第三項」に、「公共職業訓練施設」を
「公共職業能力開発施設」に改める。

第五条の六第三項に、「公共職業訓練施設」を
「公共職業能力開発施設」に改める。

第四節の節名中「障害者職業訓練校」を「障害
者職業能力開発校」に改める。

第九条の十二第一項中「第十六条第六項」を
「第十六条第四項」に、「障害者職業訓練校」を「障
害者職業能力開発校」に改め、同条第二項中「職業訓
練校」を「職業能力開発校」に改める。

第九条の十一第一項中「第十六条第六項」を
「第十六条第四項」に、「障害者職業訓練校」を「障
害者職業能力開発校」に改め、同条第二項中「職業訓
練校」を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五条の二第一項、第二項及び第四項に改める。
第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

一部を次のように改訂する。

第五条第二項中「職業訓練校」を「職業能力開
発校」に改める。

第十三条第二項及び第十四条第三号中「公共
職業訓練施設の行なう」を「公共職業能力開発施
設の行なう」に改める。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改
正)

第十七条 障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三十五年法律第百二十二号)の一部を次に
よう改訂する。

第五条の二第一項中「第十六条第四項」を「第
十五条の六第三項」に、「公共職業訓練施設」を
「公共職業能力開発施設」に改める。

第五条の六第三項に、「公共職業訓練施設」を
「公共職業能力開発施設」に改める。

第四節の節名中「障害者職業訓練校」を「障害
者職業能力開発校」に改める。

第九条の十二第一項中「第十六条第六項」を
「第十六条第四項」に、「障害者職業訓練校」を「障
害者職業能力開発校」に改め、同条第二項中「職業訓
練校」を「職業能力開発校」に改める。

第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

第五条の二第一項、第二項及び第四項に改める。
第五十九条第一項第一号の二中「職業訓練校」
を「職業能力開発校」に改める。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十八条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第一号中「職業訓練短期大学校、技能開発センター及び職業訓練大学校」を「職業能力開発短期大学校、職業能力開発促進センター及び職業能力開発大学校」に改め、「運営」の下に「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練の実施」を加え、同項第二号及び同条第四項中「公共職業訓練施設」を「公

共職業能力開発施設」に改める。
第三十五条中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。
附則第十八条第一項及び第二項を次のように改める。

事業団は、第十九条に規定する業務のほか、
職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成四年法律第一号)以下この項において「平成四年改正法」という。)の施行の際現に、平成四年改正法による改正前のこの項の規定により平成四年改正法による改正後の職業能力開発促進法第十六条第四項に規定する公共職業訓練施設として設置している高等職業訓練校を、次

条第一項の規定により職業能力開発短期大学校又は職業能力開発センターへ転換させるまでの間、平成四年改正法による改正後の職業能力開発促進法(次項において「新職業能力開発促進法」という。)第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設として、なお引き続き、その設置及び運営を行うことができる。

前項の規定により事業団が設置及び運営を行

(高等職業訓練校は、新職業能力開発促進法第

十五条の六第一項第一号に規定する普通職業訓練のうち労働省令で定めるものを行うものとする。この場合において、当該普通職業訓練のうち短期間の訓練課程のもので、職業の転換を必要とする求職者に対して行うものは、無料とする。

附則第十九条中「職業訓練短期大学校又は技能開発センター」を「職業能力開発促進センター」に改める。

(高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一
部改正)

第十九条 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「公共職業訓練施設の行なう」を「公共職業能力開発施設の行なう」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第二十条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第一号中「公共職業訓練施設の行なう」を「公共職業能力開発施設の行なう」に改める。

(雇用保険法の一部改正)

第二十一条 雇用保険法(昭和四十九年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「公共職業訓練施設」を「公

(こと)の下に「職業能力開発促進法第十五条の六第一項ただし書に規定する職業訓練を行

ること」を加え、同項第五号中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第二十二条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「職業訓練校」を「職業能力開

発校」に改める。

第五条第二項及び第三項第三号並びに第六条の二第一項中「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一
部改正)

第二十三条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅

客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五

十六年法律第七十二号)の一部を次のように改

正する。

第十七条第一項及び第十八条中「公共職業訓

練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一
部改正)

第二十四条 特定不況業種等関係労働者の雇用の

安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第

三十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第三項第三号中「公共職

業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改め

る。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一
部改正)

第二十五条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和

(六十二年法律第三十号)の一部を次のように改

正する。

第七条第二号中「第十五条第一項各号」を「第

十五条の六第一項各号」に、「職業訓練大

学校」を「職業能力開発大

学校」に、「職業訓練等」を「職業訓

練校等」に改め、同条第三号中「職業訓

練校等」を「職業能力開発校等」に改める。

第四条第五十三号及び第五条第六十三号中

「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

○向山一人君(登壇、拍手)

「公共職業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改める。

第十七条第二項及び第三項第三号中「公共職

業訓練施設」を「公共職業能力開発施設」に改め

る。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一
部改正)

本法律案の主な内容は、労働者の職業能力開発

及び向上を促進するため、公共職業訓練課程を再

編し多様で高度な職業訓練を実施するとともに、

事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定に関する

(秘密保持義務)

第百八条の十八 分析センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第百八条の十

四第一号から第三号までに掲げる事業に関する限り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第百七条の三第三号

(解任命令)

第百八条の十九 国家公安委員会は、分析セン

ターの役員又は職員が特定情報管理規程によらないで特定情報の管理若しくは使用を行ったとき、又は前条の規定に違反したときは、分析センターに対し、当該役員又は職員を解任すべきことを命ずることができる。

(事業計画等の提出)

第百八条の二十 分析センターは、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に国家公安委員会に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(分析センターの運営に対する配慮)

第百八条の二十一 国家公安委員会は、分析セン

ターに對し、当該役員又は職員を解任すべき

ことを命ずることができる。

(乗車又は積載の方法) 第三項を「第五十五条

(乗車又は積載の方法) 第三項又は第七十二条(自

動車等の運転者の遵守事項)」に改め、同項第九号の三中「第七十二条の四」を「第七十二条の五」と改める。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があ

るときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

捜査のために認められたものと解してはならな

い。

(監督命令)

第百八条の二十二 国家公安委員会は、この章の規定を施行するため必要な限度において、分析

センターに対し、その事業に関し監督上必要な

命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第百八条の二十三 国家公安委員会は、分析セン

ターがこの章の規定に違反したとき、又は前

八条の十七第二項、第百八条の十九若しくは前

条の規定による命令に違反したときは、その指

定を取り消すことができる。

2 国家公安委員会は、前項の規定により指定を

取り消したときは、その旨を公示しなければな

らない。

(分析センターの運営に対する配慮)

第百八条の二十四 警察庁及び都道府県警察は、

分析センターに対し、国家公安委員会規則で定

めることにより、その事業の円滑な運営が図

られるよう必要な配慮を加えるものとする。

(報告及び検査)

第百八条の二十一 国家公安委員会は、分析セン

ターの事業の運営に関し必要があると認めるときには、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員と分析セン

ターの事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることがで

きる。

第百二十条第一項第九号中「第七十二条の三」を「第七十二条の四」に改める。

第百二十二条第一項第六号中「又は第五十五条

例による。

(地価税法の一部改正)

第百二十二条第一項第六号中「第九十八条第一項」を

「第九十九条第一項」に改める。

4 新法第九十七条の二第一項第一号の規定は、

この法律の施行の日以後に道路交通事故法第百五条

の規定によりその免許が効力を失つた者について

て適用し、その他の者については、なお従前の

例による。

5 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を

次のように改正する。

別表第一(第九号)中「第九十八条第一項」を

「第九十九条第一項」に改める。

〔山口哲夫君登壇、拍手〕

○山口哲夫君 大だいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における交通事故の実情にかんがみ、交通事故の防止及び交通事故の被害の軽減に資するための調査分析等の事業を行う交通事故故調査分析センターの指定等に関する制度を新設するほか、身体障害者用の車いすの定義の明確化、消音器を備えていない自動車等の運転の禁止、原付免許を受けようとする者に対する講習の受講の義務づけ、自動車教習所に関する規定の整備等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、交通安全基本計画と今後の交通事故防止対策、交通事故調査分析センターの業務範囲と救急医療の関係、同センターの人的構成及び財政問題、本法改正による暴走族取り締まりの効果等の諸問題について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

験研究に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 認定組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3 認定組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第六条の見出し中「認定振興計画の実施に要す

る」を削り、同条中「認定振興計画」の下に「認定共同振興計画、第七条第一項の認定を受けた活用計画（以下「認定活用計画」という。）又は認定支援計画」を加え、同条を第十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

（産業基盤整備基金の行う伝統的工芸品産業振興業務）

第十一 条 産業基盤整備基金（以下「基金」といふ。）は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」と

いう。）第四十条第一項に規定する業務のほか、伝統的工芸品産業を振興するため、次に掲げる業務を行う。

一 認定活用計画に基づく事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

（特定施設整備法の特例等）

第十二条 前条の規定により基金の業務が行われる場合には、特定施設整備法第四十一条第一項中「債務の保証の決定」とあるのは「債務の保証の決定及び出資の決定」と、特定施設整備法第六十三条第三号中「第四十条第一項」とあるのは

「第四十条第一項及び伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十一条」とする。

2 前条の規定により基金の業務が行われる場合における当該業務に係る資金及び経理については、特定施設整備法及び前項に規定するもののはか、産業構造転換・円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）附則第九条に定めるところによるものとする。

（中小企業信用保険法の特例）

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第二条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、伝統的工芸品関連保険に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、伝統的工芸品関連保険に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第十四条 第八条第一項の認定を受けた民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業信用保険

に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同

表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項		保険額の合計額が	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十三条第一項に規定する伝統的工芸品関連保証（以下「伝統的工芸品関連保証」という。）に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、 第三条の三第一項	保険額の合計額が	伝統的工芸品関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	伝統的工芸品関連保証に係る保証額とその他の保証額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項、 第三条の三第二項	当該債務者	当該保証をした に当該債務者	伝統的工芸品関連保証及びその他の保証と に当該債務者

法第二条第一項の中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第八条第一項の規定による認定を受けた支援計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

第五条の見出し中「認定振興計画の実施に要する」を削り、同条中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、「いう。」の下に「若しくは第六条第一項の認定を受けた共同振興計画（以下「認定共同振

一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講ずべき特定中小企業集積に関する事項

二 特定中小企業集積の活性化に寄与する事業の分野（以下「特定分野」という。）の設定に関する事項

三 特定分野に係る事業に関する目標の設定に関する事項

四 特定分野に関する調査研究及びその成果の普及、中小企業者の交流の推進その他の事業であつて、特定中小企業集積の活性化を支援するためのもの（以下「支援事業」という。）に関する事項

五 前各号に掲げるものほか特定中小企業集積の活性化の促進に関する重要な事項

六 中小企業者による特定分野への進出について

七 通商産業大臣は、経済事情の変動その他情勢

八 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

九 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十一 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十二 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十三 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十四 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十五 通商産業大臣は、活性化指針を定め、又はこれ

十六 都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けたときは、運営なく、これを公表しなければならない。

（活性化計画）

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けたときは、運営なく、これを公表しなければならない。

承認を申請することができる。

2 活性化計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定中小企業集積の活性化を促進する措置を講じようとする特定中小企業集積及びその存在する地域

二 当該特定中小企業集積に係る特定分野

三 特定分野に係る事業に関する目標

四 支援事業を実施する者及び支援事業の内容

五 その他特定中小企業集積の活性化の促進に関する必要な事項

六 都道府県は、活性化計画を作成しようとするときは、関係市町村に協議しなければならない。

七 都道府県は、第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認活性化計画」という。）に係る特定中小企業者は、第六項までの規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「活性化計画」という。）に係る特定中小企業集積の存在する地域（以下「活性化促進地域」という。）における当該承認活性化計画に係る特定分野への進出（以下単に「特定分野への進出」という。）を行おうとするときは、その特定分野への進出に係る計画（以下「進出計画」という。）を作成し、当該活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができること。

八 その活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものとされる。

九 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

一〇 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一一 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一二 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一三 新商品又は新技術の研究開発、設備の設置その他の特定分野への進出に伴う事業に関する事項

一四 特定分野への進出に必要な資金の額及びその調達方法

一五 特定分野への進出に伴う試験研究のための費用に充てるた

（活性化計画）

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けたときは、運営なく、これを公表しなければならない。

しなければならない。

（活性化計画の変更）

第六条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた活性化計画を変更しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

（進出計画の承認）

第七条 中小企業者は、第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認活性化計画」という。）に係る特定中小企業者は、第六項までの規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「活性化計画」という。）に係る特定中小企業集積の存在する地域（以下「活性化促進地域」という。）における当該承認活性化計画に係る特定分野への進出（以下単に「特定分野への進出」という。）を行おうとするときは、その特定分野への進出に係る計画（以下「進出計画」という。）を作成し、当該活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができること。

八 その活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものとされる。

九 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

一〇 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一一 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一二 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一三 新商品又は新技術の研究開発、設備の設置その他の特定分野への進出に伴う事業に関する事項

一四 特定分野への進出に必要な資金の額及びその調達方法

一五 特定分野への進出に伴う試験研究のための費用に充てるた

（活性化計画）

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けたときは、運営なく、これを公表しなければならない。

めその直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）に対し負担金の賦課をしようとする場合には、進出計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、進出計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針（第四条第二項第六号に規定する事項に限る。）及び承認活性化計画に適合するものであること。

2 前条第三項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

（進出計画の変更）

第六条 都道府県は、前条第四項の規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認活性化計画」という。）に係る特定中小企業者は、第六項までの規定による承認を受けた活性化計画（前条の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「活性化計画」という。）に係る特定中小企業集積の存在する地域（以下「活性化促進地域」という。）における当該承認活性化計画に係る特定分野への進出（以下単に「特定分野への進出」という。）を行おうとするときは、その特定分野への進出に係る計画（以下「進出計画」という。）を作成し、当該活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができること。

七 その活性化計画に係る特定中小企業集積が第三条第一号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものとされる。

八 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものであること。

九 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一〇 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一一 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一二 その活性化計画に係る特定分野が第三条第二号に該当し、かつ、活性化指針に適合するものである。

一三 新商品又は新技術の研究開発、設備の設置その他の特定分野への進出に伴う事業に関する事項

一四 特定分野への進出に必要な資金の額及びその調達方法

一五 特定分野への進出に伴う試験研究のための費用に充てるた

（活性化計画）

第五条 都道府県は、活性化指針に基づき、当該都道府県内の特定中小企業集積であつて第三条第一号に該当すると認められるものごとに、特定中小企業集積の活性化に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、通商産業大臣の承認を受けたときは、運営なく、これを公表しなければならない。

員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るためにもの（以下「円滑化事業」といふ。）を実施しようとするときは、その円滑化事業に関する計画（以下「円滑化計画」という。）を作成し、当該特定分野への進出に係る活性化促進地域を管轄する都道府県知事の承認を申請することができる。

2 円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 円滑化事業の目標

二 円滑化事業の内容及び実施時期

三 円滑化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 商工組合等がその構成員たる中小企業者による特定分野への進出の円滑化を図るために行う試験研究のための費用に充てるための構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合には、円滑化計画に当該負担金の賦課の基準を記載することができる。

4 都道府県知事は、円滑化計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 活性化指針（第四条第一項第六号に規定する事項に限る。）及び承認活性化計画に適合するものであること。

二 当該商工組合等の構成員たる中小企業者が行う特定分野への進出の円滑化を図るために有効かつ適切なものであること。

三 前項に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(円滑化計画の変更等)

第十一条 前条第四項の承認を受けた商工組合等（以下「承認商工組合等」という。）は、当該承認に係る円滑化計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、承認商工組合等が前条第四項の承認に係る円滑化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認円滑化計画」という。）に従つて円滑化事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第四項の規定は、第一項の承認について準用する。

(資金の確保)

第十二条 国及び地方公共団体は、承認中小企業者が承認進出計画に従つて特定分野への進出を行うために必要な資金及び承認商工組合等が承認円滑化計画に従つて円滑化事業を実施するための第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」とい

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

第十三条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）又は同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」とい

う。）の保険関係であつて、集積関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認商工組合等が承認円滑化計画に従つて円滑

化事業を実施するために必要な資金に係るもの又は受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

2 前項の規定による新株、転換社債又は新株引受権付社債の引受け及び当該引受けに係る株式、転換社債（その転換により発行された株式を含む。）又は新株引受権付社債の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第二号の事業とみなす。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四

第三条第一項		保険額の合計額が	特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第三条第一項に規定する集積関連保証（以下「集積関連保証」という。）に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	
第三条の二第一項、	第三条の二第二項、	保険額の合計額が	第三条の二第一項、	第三条の二第二項、
当該債務者	当該保証をした	集積関連保証に係る保険関係の保険額の合計額とその他の保険関係の保険額の合計額とがそれぞれ	集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者	集積関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者
		それぞれ	それぞれ	それぞれ

2 普通保険の保険関係であつて、集積関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険）」とあるのは、「百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とある。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、集積関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四

施する者とされた民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(その出資金額又は拠出された金額の二分の一以上が中小企業者により出資又は拠出されているものに限る。以下「公益法人」という。)であつて、当該承認活性化計画に従つて支援事業を実施するため必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該公益法人を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第五条第四項の規定による承認を受けた活性化計画に従つて支援事業を実施するため必要な資金の借り入れ」とする。(中小企業団体の組織に関する法律の特例)

第十五条 承認商工組合等の構成員が承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を協業組合の事業として行なう場合における中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の五及び第五条の七第一項第一号の規定の適用については、当該構成員は、当該研究開発の成果の利用に係る事業を當むものとみなす。

2 第九条第四項の承認を受けた事業協同組合が、承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業を行なうため、その組織を変更して協業組合になる場合における中小企業団体の組織に関する法律第九十五条第一項の規定の適

用については、同項中「協同組合法第九条の二第一項第一号の事業を行なつている事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合」とあるのは「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法第九条第四項の承認を受けた事業協同組合」と、「当該事業協同組合若しくは事業協同小組合又は企業組合が行なつている事業(事業協同組合及び事業協同小組合にあつては同号の事業であつて主務大臣の定めるものに限る。)」であるのは「当該事業協同組合に係る同法第十一条第二項に規定する承認円滑化計画に定める研究開発の成果の利用に係る事業」とする。

(課税の特例)
第十六条 第二条第一項第六号に掲げる者であつて第七条第四項の承認を受けたもの又は承認商工組合等(以下「特定組合等」という。)が、承認進出計画又は承認円滑化計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課の基準」という。)に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2 特定組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に対し試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の

適用があるものとする。

3 特定組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

附 則

(施行期日)

第十七条 国及び都道府県は、承認中小企業者又は承認商工組合等に対し、承認進出計画に係る特定期分野への進出又は承認円滑化計画に係る円滑化事業を適確に行なうことができるよう必要な指導及び助言を行なうものとする。

(この法律の廃止)

第十八条 この法律は、この法律の施行の日から十

(この法律の廃止)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

(地方税法の一部改正)

第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(この法律の廃止)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

(この法律の廃止)

第四条 この法律は、この法律の施行の日から十

(この法律の廃止)

第五百八十六条第二項第十二号を次のように改める。

(事務の委任)

第十九条 都道府県知事は、承認中小企業者又は承認商工組合等に対し、承認進出計画に係る特定分野への進出又は承認円滑化計画に係る円滑化事業の実施状況について報告を求めることができる。

(事務の委任)

第二十条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

(細則)

第二十一条 第十九条の規定による報告をせず、

又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

附則第三十二条の三第三項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第十八項中「第十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項の表の下欄中「第十六項」を第

十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の二項を加える。

17 指定都市等は、事業所用家屋で特定中小企

業集積の活性化に関する臨時措置法第七条第
四項の規定による承認を受けた同条第一項の
進出計画(以下本項において「承認進出計画」
といふ。)に係る特定分野への進出(以下本項
において「特定分野への進出」という。)後の事
業及び承認進出計画に基づく特定分野への進
出のための事業で政令で定めるもの(これら
の事業に係る承認進出計画に基づく特定分野
への進出が平成六年三月三十一日までに開始
されたものに限る。)の用に供する施設で政令
で定めるものに係るもの的新築又は増築で當
該施設に係る事業を行なう者が建築主であるも
のに係る新增設事業所床面積に対しては、當
該新築又は増築が当該特定分野への進出が開
始された日から同日後政令で定める期間を経
過する日(次条第十一項において「進出実施期
間終了日」という。)までの間に行なれたとき
に限り、第七百一条の三十二第一項の規定に
かかるわらず、新增設に係る事業所税を課する
ことができる。この場合においては、第七
百一条の三十四第十項の規定を準用する。

附則第三十二条の三の二中第二十一項を第二
十一項とし、第十七項から第二十項までを一項
ずつ繰り下げる。同条第十六項中「第十二項」を
「第十三項」に改め、同項を同条第十七項とし、

同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四
項中「前条第五項」の下に「若しくは第十七項」を
加え、同項を同条第十五項とし、同条第十三項
中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条

第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項と

し、同条第十一項中「第十三項」を「第十四項」に、
「第十五項」を「第十六項」に改め、同項を同条第
十二項とし、同条第十項の次に次の二項を加え

る。

11 前条第十七項に規定する施設に係る事業所
等において行なう事業に對して課する事業所税
のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、當該事業

が法人の事業である場合には當該事業に係る

進出実施期間終了日以後に最初に終了する事
業年度分まで、當該事業が個人の事業である
場合には當該事業に係る進出実施期間終了日
の属する年分までに限り、當該施設に係る事
業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三
十四)事業に係る事業所税に関する部分に限
る。)又は前条第一項若しくは第四項の規定の
適用を受けるものを除く。以下本項において
同じ。)から當該施設に係る事業所床面積の二
分の一に相当する面積を控除するものとする
。この場合においては、第七百一条の四十
一第八項の規定を準用する。

附則第三十八条第十一項及び第三十九条第十
一項中「附則第三十二条の三第十七項」を「附則

第三十二条の三第十八項に、「附則第三十二条
の三第五項から第十六項まで」を「附則第三十二
条の三第五項から第十七項まで」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)

次に、特定中小企業集積の活性化に関する臨時
措置法案の主な内容は、特定中小企業集積の活性
化を促進するため、都道府県が活性化計画におい
て定める特定分野への中小企業者の進出等につい
て、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講
じようとするものであります。

次に、特定中小企業集積の活性化に關する臨時
措置法案の主な内容は、特定中小企業集積の活性
化を促進するため、都道府県が活性化計画におい
て定める特定分野への中小企業者の進出等につい
て、中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講
じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題と
して審議を進め、伝統的工芸品産業の後継者の確
保、育成策、伝統的工芸品産業の需要拡大策、既存の
中小企業対策と集積活性化法との関係、特定中小
企業集積の要件と承認の見通し等の諸問題につい
て質疑が行われましたが、その詳細は会議録に
よって御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、両法律案はい
ずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

七の六 特定中小企業集積の活性化に関する
臨時措置法(平成四年法律第 号)の施

行に関すること。

〔岩本政光君登壇、拍手〕
〔賛成者起立〕

○岩本政光君 ただいま議題となりました両法律
案につきまして、商工委員会における審査の経過
と結果を御報告申し上げます。

まず、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の
一部を改正する法律案の主な内容は、伝統的工芸
品産業の一層の振興を図るため、伝統的工芸品等
を活用した新商品の開発及び製造の事業、伝統的
工芸品産業の振興を支援する事業等について、產
業基盤整備基金による出資、中小企業信用保険法
の特例措置等の措置を講じようとするものであります。

○議長(長田裕二君) 日程第一 国立学校設置
法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律
案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教委員長大
木浩君。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(長田裕二君) これより両案を一括して採
決いたします。

をそれぞれ設置し、埼玉大学及び和歌山大学に併設されている経済短期大学部を廃止するとともに、国立大学における教育研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財務センターを設置するほか、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置し、あわせて借入金制度の改正などを行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成四年度国公立学校特別会計予算に二億三千四百五十八万九千円が計上されている。

附帯決議
政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一、国立大学における教育・研究基盤の現状にかんがみ、国立学校特別会計への一般会計からの繰入れの確保を含め文教予算の充実に努めること。
二、国立学校財務センターが大学における教育・研究環境の整備充実を目的に設置されるものであることにかんがみ、その業務の遂行に当たっては、各大学の自主性を尊重するとともに、公正・適切な運営に努めること。また、跡地等の処分に当たっては、地域社会とも協調しつつ、公共的利用を優先するよう十分に配慮すること。
三、新たな時代の要請にこたえる大学院の研究・教育体制の質的向上を図るため、学位授与の円滑化のための積極的施策を講ずるとともに、獎

学金制度の改善充実及び特別研究員制度の拡充に努めること。

四、特定大学偏重の社会的風潮を是正するため、地域の国立大学の特色ある发展を目指した教育・研究体制の整備に努めること。

五、大学入学者選抜の在り方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。また、生涯学習の観点から、社会人の大学、大学院への積極的な受入れに必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成四年四月十六日 衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 長田 裕二殿

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案

(国立学校財務センター)

第九条の五 国立学校の財務の改善に資するため、次に掲げる業務を行う機関として、国立学校財務センターを置く。

一、国立学校特別会計に属する国有財産（以下この号において「国立学校財産」という。）の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言並びに特定学校財産（国立学校財産のうち、国立学校の移転、施設の高層化その他政令で定める事由に伴い不用となるもので、国立学校財務センターに所属者をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）の管理及び処分を行うこと。

二、国立学校における教育研究環境の整備充実を図るため、総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業に関する調査を行うこと。

目次中「第三章の五 学位授与機構（第九条の四）」を「第三章の五 学位授与機構（第九条の四）」に改める。

九条の五」に改める。

第二条第一項中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

第三条第一項の表 お茶の水女子大学の項中「家政学部」を「生活科学部」に改め、同表京都大学の項中「文学部」を「文学部」に改め、同表神戸大学の項中「教育学部」を「国際文化学部」に改める。

第三条の四第二項の表埼玉大学経済短期大学部の項及び和歌山大学経済短期大学部の項を削る。

第三章の五の次に次の二章を加える。

第三章の六 国立学校財務センター

（国立学校財務センター）

第九条の五 国立学校の財務の改善に資するため、次に掲げる業務を行う機関として、国立学校財務センターを置く。

一、国立学校特別会計に属する国有財産（以下この号において「国立学校財産」という。）の適切かつ有効な活用について他の国立学校に対する協力及び専門的、技術的助言並びに特定学校財産（国立学校財産のうち、国立学校の移転、施設の高層化その他政令で定める事由に伴い不用となるもので、国立学校財務センターに所属者をするものとして政令で定めるところにより文部大臣が指定するものをいう。附則第五項において同じ。）の管理及び処分を行うこと。

二、国立学校における教育研究環境の整備充実を図るため、総合的かつ計画的に実施することが特に必要な整備事業に関する調査を行うこと。

附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

三、国立学校における奨学を目的とする寄附金で特定の国立学校に係るもの以外のものを受け及び当該寄附金に相当する金額の受けに関する研究を行うこと。

四、高等教育に係る財政及び国立学校の財務に関する研究を行うこと。

五、国立学校における財務に関する事務の改善に関する業務を行うこと。

附則中第十五項及び第十六項を削り、第十四項を第二十四項とし、第十一項から第十三項までを十項ずつ繰り下げる。

附則第十項の前に見出しとして「(国立学校の廃止等に伴う経過措置)」を付し、同項を附則第二十項とする。

附則第九項中「国立学校の移転」の下に「(特別施設整備事業として行うものを除く。)」を加え、「用地の取得費」を「施設費」に改め、同項を附則第十九項とし、附則第八項の次に次の十項を加える。

(特別施設整備資金の設置)

この会計においては、当分の間、国立学校設置法附則第五項に規定する事業以下「特別施設整備事業」という。の円滑な実施を図るために、特別施設整備資金以下「資金」という。を置き、この会計からの繰入金及び附則第十四項の規定による組入金をもつてこれに充てる。この場合におけるこの会計からの歳入及び歳出については、第三条の規定によるもののか、資金からの受入金をもつてその歳入とし、資金への繰入金をもつてその歳出とする。前項に規定するこの会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

11 資金は、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子を支弁するため必要があるときは、予算で定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(資金の経理方法)

12 資金の受払いは、大蔵大臣の定めるところにより、この会計の歳入歳外出外として経理するものとする。

(歳入歳出予定計算書の添付書類)

13 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第四条の歳入歳出予定計算書には、当該年度の資金の増減に関する計画表を添付しなければならない。

(剩余金の組入れ等)

14 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、毎会計年度の特別施設整備事業関連歳入額(国立学校設置法第九条の五第一号に規定する特定学校財産の処分収入(附則第十八項において「特定学校財産処分収入」という。)、資金から生ずる収入、資金からの受入金、特別施設整備事業に係る附属雑収入に係る歳入額をいう。)から、当該年度の特別施設整備事業関連歳出額(資金への繰入金、特別施設整備事業に要する経費並びに特別施設整備事業のための借入金の償還金及び利子に係る歳出額をいう。)を控除して残余があるときはこれを資金に組み入れ、不足があるときは資金からこれを補足するものとする。ただし、特別施設整備事業に要する経費に係る歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

実績表を添付しなければならない。

(資金の運用)

15 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第十三条の歳入歳出決定計算書には、当該年度の資金の増減に関する

2 お茶の水女子大学の家政学部等の在学する者(教育学部は、第一条の規定による改正後の国立学校設置法(以下この項及び次項において「改正後の設置法」という。)第三条第一項の規定にかかるわらず、平成四年九月三十日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなる日までの間存続するものとし、埼玉大学経済短期大学部及び和歌山大学経済短期大学部は、改正後の設置法第三条の四第二項の規定にかかるわらず、平成七年三月三十一日に当該短期大学部に在学する者が当該短期大学部に在学しなくなる日までの間存続するものとする。

(読書規定)

17 附則第九項の規定により資金が置かれている場合においては、第六条第二項中「歳入歳出予定計算書」とあるのは「歳入歳出予定計算書及び附則第十三項の書類」と、第十二条第一項及び第二項中「毎会計年度の歳入歳出の決算上」とあるのは「毎会計年度の歳入額(附則第十四項の特別施設整備事業関連歳入額を除く。)から当該年度の歳出額(同項の特別施設整備事業関連歳出額を除く。)を控除して」と、第十四条第二項中「歳入歳出決定計算書」とあるのは「歳入歳出決定計算書及び附則第十五項の書類」とする。

(借入金)

18 この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があり、かつ、特定学校財産処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めることができる。

この会計においては、第七条第一項の規定によるほか、当分の間、特別施設整備事業に要する施設費を支弁するため必要があり、かつ、特定学校財産処分収入をもつて償還することができる見込みがあるときは、政令で定めることができる。

(特別施設整備資金の設置に伴う経過措置)

4 この法律の施行の際における国立学校特別会計の積立金の額のうち、百億円に相当する金額は、特別施設整備資金に組み入れるものとする。

(施行期日)

1 この法律は、平成四年七月一日から施行する。ただし、第一条中国立学校設置法第三条第一項の表の改正規定は同年十月一日から、第三条の四第二項の表の改正規定は平成七年四月一

5 教育公務員特例法の一部改正

の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第三章の五」を「第三章の六」に改める。

(国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法の一部改正)

6 国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法(昭和五十七年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三章の五」を「第三章の六」と改める。

〔大木浩君登壇、拍手〕

○大木浩君　ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、お茶の水女子大学に生活科学部を、京都大学に総合人間学部を、神戸大学に国際文化学部及び発達科学部をそれぞれ設置することも、国立大学における教育・研究環境の整備充実を図る観点から、国立学校財務センターを設置するほか、国立学校の跡地処分収入等を財源として老朽化等施設の解消を目的とする特別施設整備事業を円滑に実施するため、国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置し、あわせて借入金制度の改正等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、文教予算の拡充の必要性、国立学校財務センターの運営のあり方、特定学校財産処分に際して配慮すべき事柄、教育・研究環境の充実、個性教育及び一般教育の重要性等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑終局の後、日本共産党を代表して高崎委員より、国立学校財務センター設置に関する規定を削除すること、特別施設整備事業の財源として一般会計からの繰入金をも充てること等を内容とす

る修正案が提出されました。本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、鳩山文部大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで討論に入り、高崎委員より、修正案に賛成、原案に反対の討論が行われた後、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君)　これより採決をいたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君)　過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	議員	議長	副議長
常松 克安君	長田 裕二君	小山 一平君	寺崎 昭久君	足立 良平君	木庭健太郎君
針生 雄吉君			竹山 裕君	大浜 方栄君	野澤 太三君
猪熊 重二君			吉川 博君	岡野 勝君	岡部 三郎君
猪木 寛至君				大木 斎藤君	井口 恵造君
久世 深君	西川 謙治君			井上 裕君	宮澤 弘君
公堯君				仲川 幸男君	井上 勝君

議員	議長	副議長	議員	議長	副議長
小野 清子君	及川 嘉美君	白浜 一良君	下村 泰君	勝木 健司君	勝木 順郎君
木宮 和彦君	中野 鉄造君	刈田 貞子君	岩本 政光君	矢原 秀男君	大河原太一郎君
和田 敦美君	井上 計君	山田 勇君	太田 淳夫君	宮崎 秀樹君	喜屋武眞榮君
板垣 正君	黒柳 明君	前田 純男君	高桑 栄松君	秋山 筆君	大島 友治君
三木 忠雄君	田中 正巳君	安正君	忠雄君	陣内 孝雄君	勝木 延二君
田中 土屋 義彦君	山口 光一君	前田 純男君	田中 正巳君	秀昭君	岡田 広君
黒柳 明君	野村 五男君	安正君	忠雄君	山人君	斎藤 十朗君
高桑 栄松君	前島英三郎君	前田 純男君	吉川 芳勇君	木暮 山人君	平野 清君
三木 忠雄君	鈴木 貞敏君	田辺 哲夫君	星野 明市君	鹿熊 安永君	井上 吉夫君
田中 土屋 義彦君	高橋 清孝君	成瀬 守重君	大島 青木	松浦 孝治君	遠藤 要君
黒柳 明君	永田 良雄君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	石川 弘君	岡田 広君
高橋 清孝君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	尾辻 秀久君	斎藤 嘉之君
永田 良雄君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石川 弘君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	尾辻 秀久君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩野 武徳君	合馬 敏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	田辺 哲夫君	吉川 吉郎君	西田 吉宏君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	成瀬 守重君	大島 青木	石原健太郎君	須藤良太郎君
吉川 博君	吉川 博君	下稻葉耕吉君	狩		

官 報 (号 外)

平成四年四月二十四日 参議院会議録第十二号

議長の報告事項

原子爆弾被爆者等援護法案（第百十八回国会参

第四号)審査報告書
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動
があつたのでその政府委員としての資格を失つた
旨の通知書を受領した。

文教委員

第四号)審查報告書

内閣総理大臣から議長宛 左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた

旨の通知書を受領した。

厚生委員
田代由紀里
辭任
真島 一男

科学技術特別委員
環境特別委員

篤君
補欠
喜面

國會憲法
規條第二
三

重野栄子君
によるもの
二項旧書の二君
法第四百三十二
にによる

第五男爵
林崎年子

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を

許可し、その補欠を

科學技術特別委員會

穠任
穗山

篤君
補欠
喜面

淳君
國會之規條第二

重野栄子君
によるもの
二項旧書の二君
法第四百三十二
にによる

第五男爵
林崎年子

地方行政委員

卷五

二
八

農林水產委員會規章

重野栄子君
によるもの
二項旧書の二君
法第四百三十二
にによる

第五男爵
林崎年子

五四

官 報 (号外)

建設委員

辞任

井上 哲夫君

補欠

山田耕三郎君

予算委員

辞任

井上 章平君

補欠

鳩山威一郎君

決算委員

辞任

須藤良太郎君

補欠

大塚清次郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

科学技術特別委員

辞任

野村 五男君

補欠

土屋 義彦君

国際平和協力等に関する特別委員

辞任

栗森 喬君 磯村 修君

補欠

喜岡 淳君 稲山 篤君

文教委員会

理事 小林 正君

(小林正君の補欠)

同日議員から次の議案が提出された。

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)(參第一三号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四一号)審査報告書
北太平洋における瀬河性魚類の系群の保存のための条約の締結について承認を求めるの件(閣
第三号)審査報告書

職業能力開発促進法の一部を改正する法律案

(閣法第五八号)審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)審査報告書

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一九号)審査報告書

特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法案(閣法第三〇号)審査報告書

国立学校設置法及び国立学校特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定に許可し、その補欠を指名した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成三年度第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

官 報 (号 外)

平成四年四月二十四日 參議院會議錄第十二号

明治三十五年三月三十日
郵便物記可

発行所 〒105 東京都千代田区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 03(3587)4302
定価 本冊一冊
大日本書院
大日本書院